

介護現場の「生産性向上」、取り組んでいますか？

～介護人材不足を意識した業務負担軽減と効率化

厚生労働省 老健局高齢者支援課

介護業務効率化・生産性向上推進室

室長補佐 秋山 仁

目次

- 01 介護現場の現状・課題、生産性向上の考え方
- 02 介護現場における生産性向上の取組
- 03 厚生労働省が提供する生産性向上を支援するツール
- 04 介護現場の生産性向上の最近の動向
- 05 介護保険改正
- 06 令和5年度補正予算
- 07 デジタル行財政改革
- 08 その他の取組
- 09 令和6年度介護報酬改定
- 10 ケアプランデータ連携システム
- 11 まとめ



目次

01 介護現場の現状・課題、生産性向上の考え方

02 介護現場における生産性向上の取組

03 厚生労働省が提供する生産性向上を支援するツール

04 介護現場の生産性向上の最近の動向

05 介護保険改正

06 令和5年度補正予算案

07 デジタル行財政改革

08 その他の取組

09 令和6年度介護報酬改定

10 ケアプランデータ連携システム

11 まとめ

とくらし、みらいのために



介護現場を取り巻く状況

- 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,677万人となり、**2042年にはピークを迎える予測**（3,935万人）。
- また、**75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加**していき、2055年には、25%を超える見込み。
- 65歳以上高齢者のうち、**認知症高齢者が増加**していく。
- 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく
- **75歳以上人口は、都市部では急速に増加**し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、**各地域の特性に応じた対応が必要**。
- 第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、**2019年度（211万人）**に対し、2023年度に約233万人、2025年度に約243万人**2040年度には約280万人**
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など**総合的な介護人材確保対策に取り組む**。

介護ニーズの急増と人手不足への対応策としての生産性向上

- 2040年にかけて65歳以上人口がピークを迎えるとともに、75歳以上人口が占める割合も更に増加。

・ 65歳以上	2023年：約3,635万人 (29.2%)	2040年：約3,928万人 (34.8%)
・ 75歳以上	2023年：約2,019万人 (16.2%)	2040年：約2,228万人 (19.7%)

⇒ 更なる高齢化の進展とニーズ急増。

- 一方で、少子化を背景に生産年齢人口は減少。

・ 15~64歳人口	2023年：約7,386万人 (59.4%)	2040年：約6,213万人 (55.1%)
------------	------------------------	------------------------

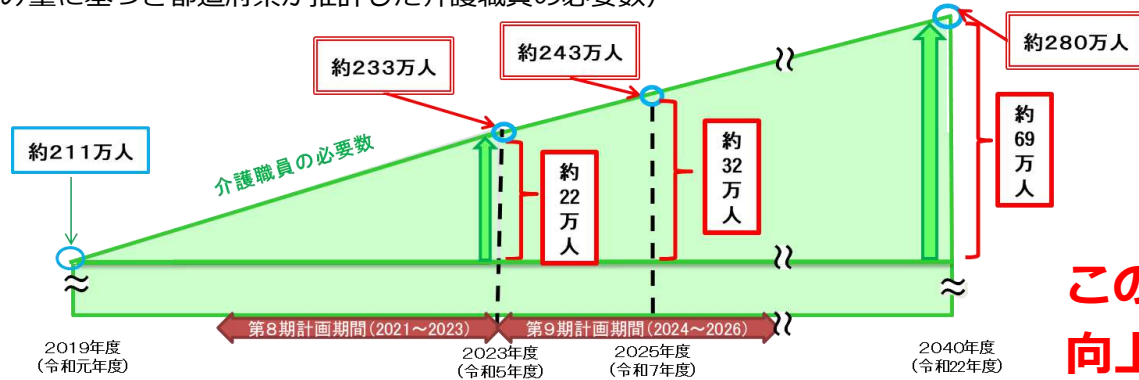
- 第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、介護職員の必要数を集計すると、2040年に約280万人の介護職員が必要となる見込み。

⇒ 人口減少社会の中で介護人材の確保も更に困難に。

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」出生中位（死亡中位）推計

介護現場が抱える現状・課題

出典：厚生労働省資料（第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量に基づき都道府県が推計した介護職員の必要数）

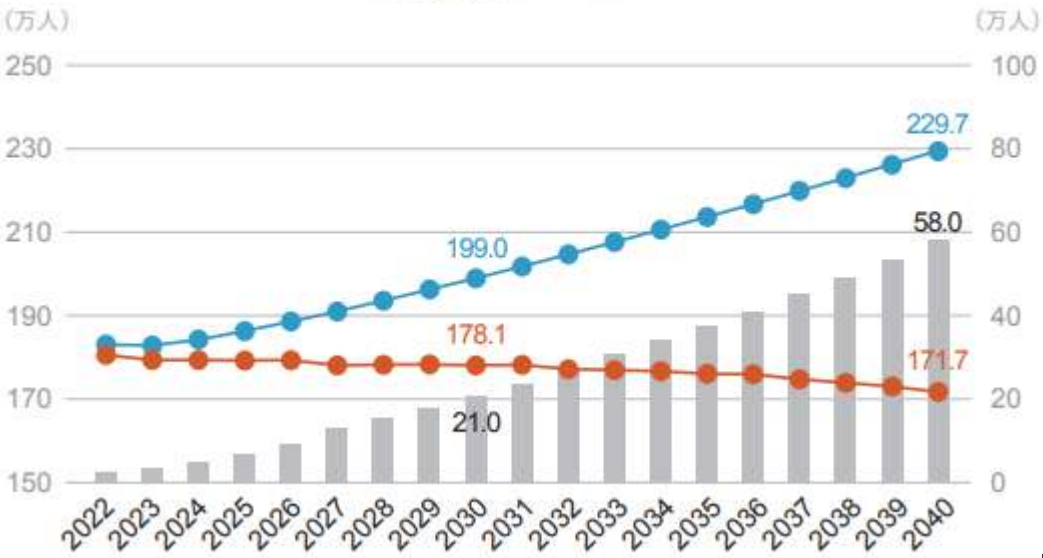


- 高齢化率が上昇する一方、生産年齢人口は減少する（労働需要は高まり、労働供給が低下する）
- そのような状況の中で、職員の負担を減らしつつ、質の高いサービスを提供し続けるための工夫が必要

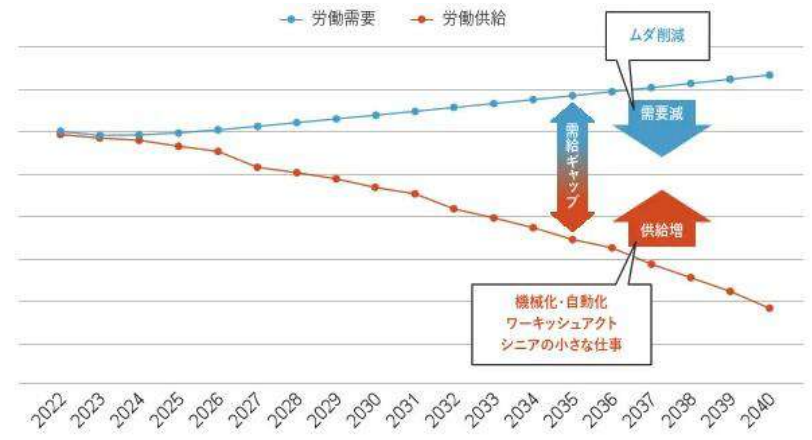
このような人材不足の中で、介護の質を確保し、向上させ、将来にわたって継続的に介護サービスを提供するための手段が「生産性向上」

「5_介護サービス」職種は、介護職員や訪問介護従事者を指すが、2030年に21.0万人、2040年に58.0万人の供給不足が見込まれる。2040年の労働需要（229.7万人）に対する**不足率は25.3%**であり、全国で平均しても例えば「週4日必要なデイサービスに、スタッフ不足で3日しか通えない」という状況が“標準的な”状態となってしまふ。

■ 供給不足(右軸) ● 労働需要(左軸) ● 労働供給(左軸)
5_介護サービス



労働供給制約に立ち向かう「策」



事例（生産性向上ガイドライン等より）

- 訪問系サービス。訪問先から担当者を変えて欲しい（出禁）という要望を、担当しているヘルパーに告げないまま、担当者の変更を行っている。（「なんで自分は皆より訪問件数が少ないの？」）
- 職員の得意・不得意を考慮せず、担当者を決めている。（一部の職員に負荷が集中している）
- 所長が、他制度の適用や職員のスケジュールを考慮することなく、利用者からの（無理な）求めに応じてシフトを決めている。
- 記録が紙ベースで、介護ソフトに入力するのは限られた職員（事務職員）。常に転記が発生していたり、予定と実績の不整合が頻発している。
- 職員によって業務の習熟度にムラがあり、担当できる業務に偏りが生じ、シフト作成に苦勞する。また、習熟度のムラを改善しようとする空気がない。
- 管理者が現場業務を行っており（むしろ現場業務に集中してしまい）、職員のスキルアップのための研修等を含め、全体のマネジメントができていない。
- より働きやすい職場に向けて見直す仕組みがなく、昔からのやり方をそのまま踏襲し、職員の経験や勘を頼りに仕事をしている。
- 利用者宅で確認したい情報が事業所でしか閲覧できない。

介護現場の生産性向上の取組は、**現状の課題と目指すべき姿のギャップを埋める経営戦略**としての手段

「生産性向上」とは

製造業等における生産性向上

生産性の代表的な定義は「**生産性とは、生産性諸要素の有効利用の度合いである**」（ヨーロッパ生産性本部）というものである。

(公益財団法人 日本生産性本部HP)

$$\text{生産性} = \frac{\text{産出 (output)}}{\text{投入 (input)}}$$

■ 物的生産性

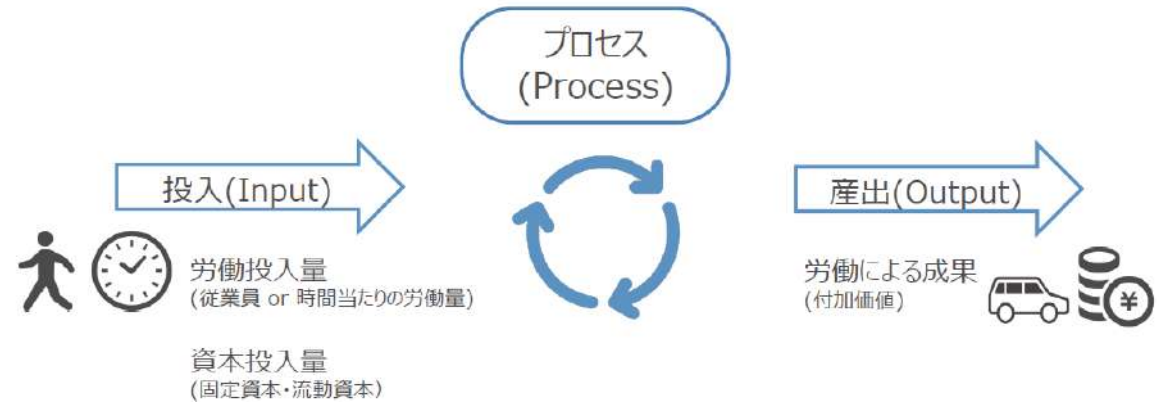
労働生産性
(1時間あたり)

$$\frac{\text{生産量}}{\text{労働者数} \times \text{労働時間}}$$

■ 付加価値生産性

労働生産性
(1時間あたり)

$$\frac{\text{付加価値額}}{\text{労働者数} \times \text{労働時間}}$$



一般的に生産性の指標となる「生産量」や「金額」を、介護においてどのようなものと考えることが重要

目次

- 01 介護現場の現状・課題、生産性向上の考え方
- 02 介護現場における生産性向上の取組**
- 03 厚生労働省が提供する生産性向上を支援するツール
- 04 介護現場の生産性向上の最近の動向
- 05 介護保険改正
- 06 令和5年度補正予算案
- 07 デジタル行財政改革
- 08 その他の取組
- 09 令和6年度介護報酬改定
- 10 ケアプランデータ連携システム
- 11 まとめ



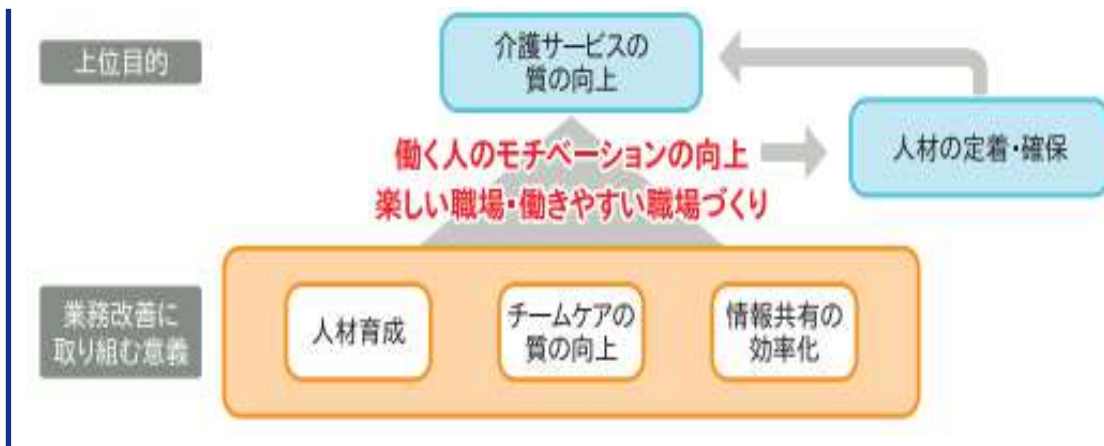
介護現場における生産性向上（業務改善）の捉え方と生産性向上ガイドライン

一般的な生産性向上の捉え方

- 業務のやり方を工夫することで、現在の業務から「ムリ」「ムダ」「ムラ」をなくし、業務をより安全に、正確に、効率的に行い、負担を軽くすることを目的として取り組む活動のこと。
- 生産性（Output（成果）/Input（単位投入量））を向上させるには、その間にあるProcess（過程）に着目することが重要



介護サービスにおける生産性向上の捉え方



介護現場における生産性向上とは、介護ロボット等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、**職員の業務負担の軽減を図るとともに**、業務の改善や効率化により生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、利用者と職員が接する時間を増やすなど、**介護サービスの質の向上にも繋げていくこと**

生産性向上に資するガイドラインの作成

- 事業所が生産性向上（業務改善）に取り組むための指針としてガイドラインを作成。
 - より良い職場・サービスのために今日からできること（自治体向け、施設・事業所向け）
 - 介護の価値向上につながる職場の作り方（居宅サービス分）
 - 介護サービスの質の向上に向けた業務改善の手引き（医療系サービス分）



<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei.html>

【介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン】

より良い職場・サービスのために今日からできること（業務改善の手引き） （介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン）

① 職場環境の整備

取組前



取組後



② 業務の明確化と役割分担 (1) 業務全体の流れを再構築

介護職の業務が
明確化されて
いない



業務を明確化し、
適切な役割分担を
行いケアの質を向上



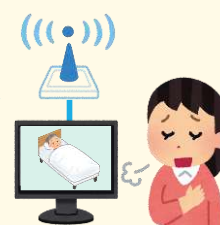
介護職員が
専門能力を発揮
介護助手
が実施

② 業務の明確化と役割分担 (2) テクノロジーの活用

職員の心理的
負担が大きい



職員の心理的
負担を軽減



③ 手順書の作成

職員によって異なる
申し送り



申し送りを
標準化



④ 記録・報告様式の工夫

帳票に
何度も転記

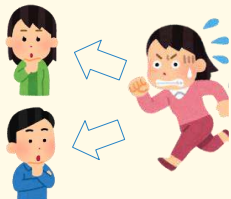


タブレット端末や
スマートフォンによる
データ入力（音声入
力含む）とデータ共有

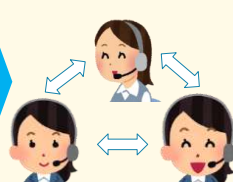


⑤ 情報共有の工夫

活動している
職員に対して
それぞれ指示



インカムを利用した
タイムリーな
情報共有



⑥ OJTの仕組みづくり

職員の教え方に
ブレがある



教育内容と
指導方法を統一



⑦ 理念・行動指針の徹底

イレギュラーな
事態が起こると
職員が自身で
判断できない



組織の理念や行動
指針に基づいた
自律的な行動



介護分野における
生産性向上ポータルサイト

介護分野における
「生産性向上」とは？

業務の改善活動の
支援・促し役

取組に活用可能な各種ツール

取組事例紹介

過去のイベント等

【自治体向け】取組の支援・
普及に向けた推進について

お知らせ

介護分野における
「生産性向上」とは？



業務の改善活動の
支援・促し役



取組に活用可能な各種ツール




取組事例紹介



過去のイベント等



【自治体向け】
取組の支援・普及に
向けた推進について



お知らせ



 介護ロボットの開発・実証・普及の
プラットフォーム

介護ロボットの開発・実証・普及の
プラットフォームについてはこちら

 NS MATCHING

ニーズ・シーズマッチング
支援事業についてはこちら

 WAM NET
介護現場の生産性向上関連情報

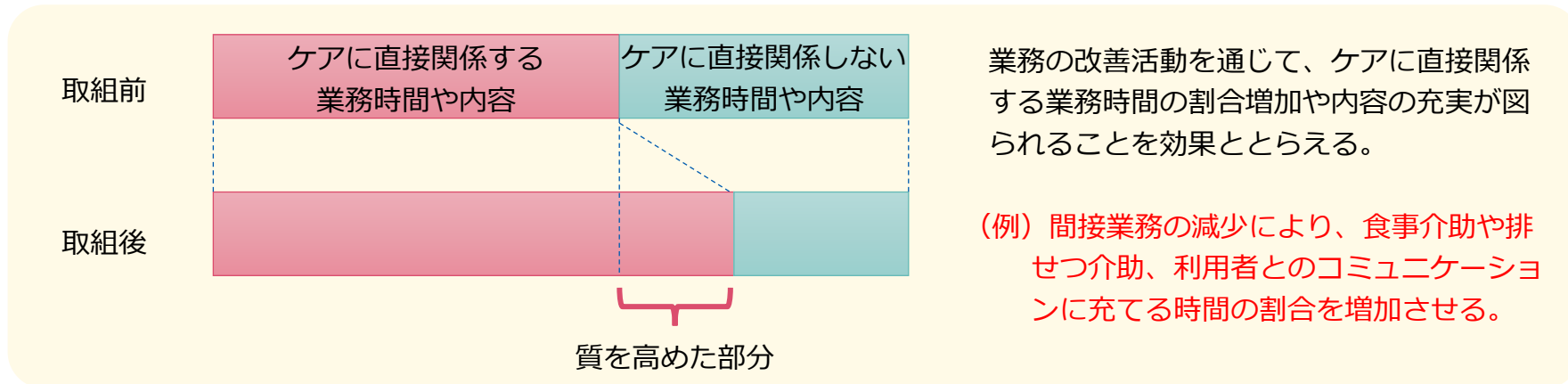
WAM NETの介護現場の
生産性向上関連情報はこちら

 ケアプラン
データ連携システム

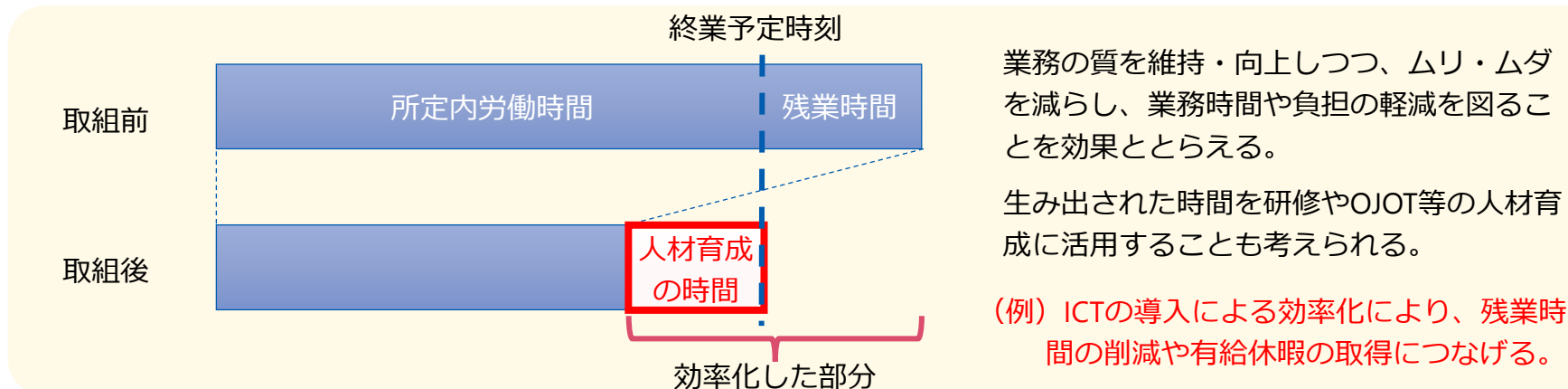
ケアプランデータ連携システム（国保中央
会）のヘルプデスクサポートサイトはこちら

ケアの質の向上と量的な効率化の2つの視点から捉える

①質の向上



②量的な効率化



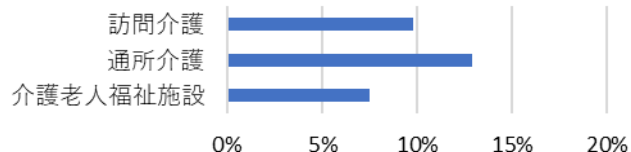
生産性向上に取り組んでいる事業所の状況

	①総数	②回答数
訪問介護	34,651	13,198
通所介護	25,132	10,369
介護老人福祉施設	8,367	1,550

- ① 総数…介護サービス情報公表システムに情報掲載している施設・事業所数（令和5年6月末時点）
- ② 回答数…①のうち、「事業所の特色」ページを活用している施設・事業所数
- ③ 取組あり…②のうち、「生産性向上のための業務改善の取組」の当該項目で「あり」と回答した施設・事業所数

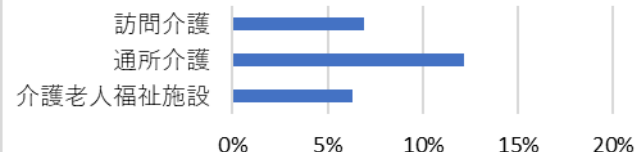
タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

	③取組あり	④割合
訪問介護	3,405	9.8%
通所介護	3,240	12.9%
介護老人福祉施設	626	7.5%



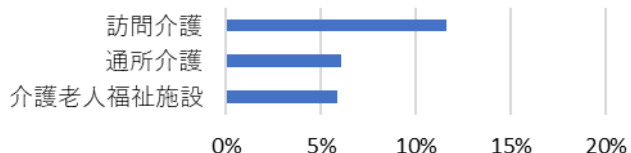
高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化

	③取組あり	④割合
訪問介護	2,395	6.9%
通所介護	3,068	12.2%
介護老人福祉施設	526	6.3%



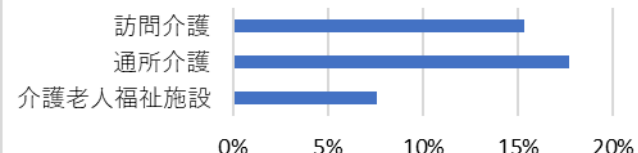
5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備

	③取組あり	④割合
訪問介護	4,028	11.6%
通所介護	1,529	6.1%
介護老人福祉施設	492	5.9%



業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

	③取組あり	④割合
訪問介護	5,314	15.3%
通所介護	4,447	17.7%
介護老人福祉施設	632	7.6%

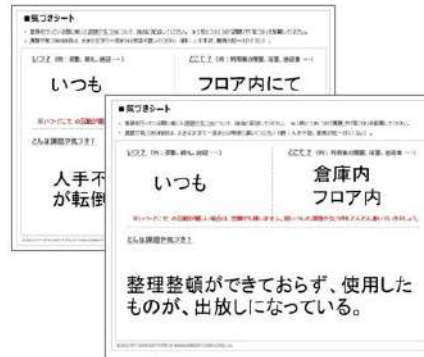


生産性向上（改善活動）の手順

	手順	進めるコツ
P	手順1 改善活動の準備をしよう	<ul style="list-style-type: none"> 改善活動をするプロジェクトチームを立ち上げ、プロジェクトリーダーを決める 経営層から施設全体への取組開始のキックオフ宣言をする 外部の研修会を活用する
	手順2 現場の課題を見える化しよう	<ul style="list-style-type: none"> 「課題把握シート」「気づきシート」から課題を抽出する 「因果関係図」「課題分析シート」により課題を構造化する 「業務時間見える化ツール」により業務を定量的に把握する
	手順3 実行計画を立てよう	<ul style="list-style-type: none"> 考えられる取組を出し合い課題解決までの道筋を描き、「改善方針シート」で整理する 「進捗管理シート」において成果を測定する指標を定める
D	手順4 改善活動に取り組もう	<ul style="list-style-type: none"> まずはとにかく取り組み、試行錯誤を繰り返す 小さな改善事例を作り出す
C	手順5 改善活動を振り返ろう	<ul style="list-style-type: none"> 「進捗管理シート」により予め定めた成果指標や観察のポイントを確認する 上手くいった点、いかなかった点を整理する
A	手順6 実行計画を練り直そう	<ul style="list-style-type: none"> 上手くいった点、いかなかった点について、分析を加える 他の取組も含め、実行計画に修正を加える

Step1 課題を洗い出す

付箋や気づきシート※に施設全体の課題を洗い出します。



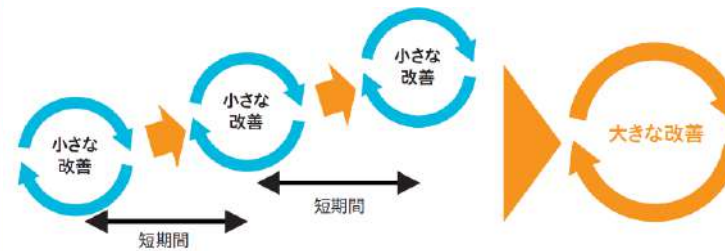
Step2 因果関係を考える

課題（付箋）を原因→結果の順番に並べ矢印でつないでいきます。



Step3 解決する課題を特定する

課題に対する打ち手を検討します。



POINT

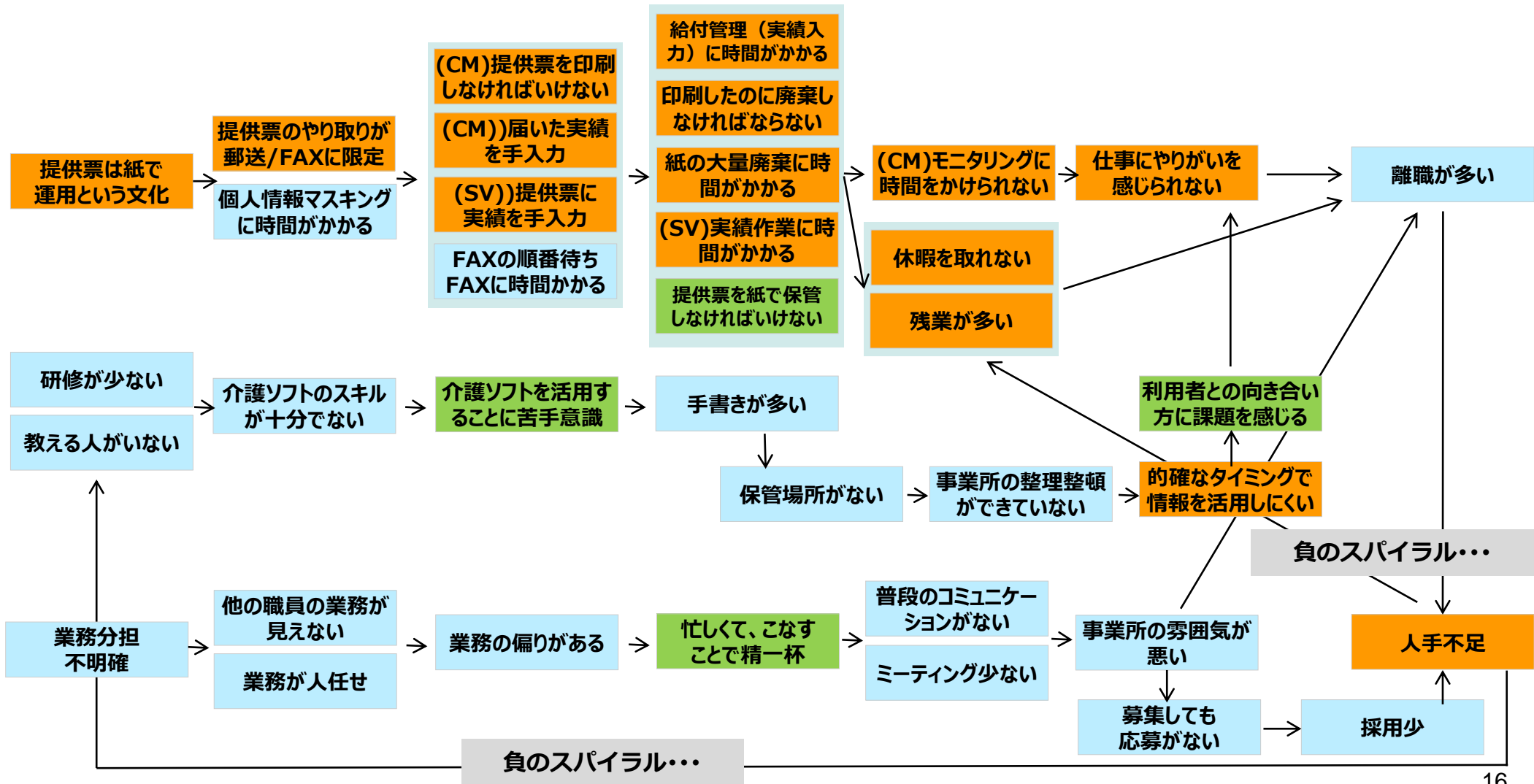
- **とにかくやってみる！**
上手いかわからなくて当たり前。
- 走りながら**試行錯誤を繰り返し替えず**ことが強い組織を創る。
- **小さな成功事例**をコツコツ積み上げる。
- **大きな改善は狙って出来るものじゃない！！**

深掘原因

原因

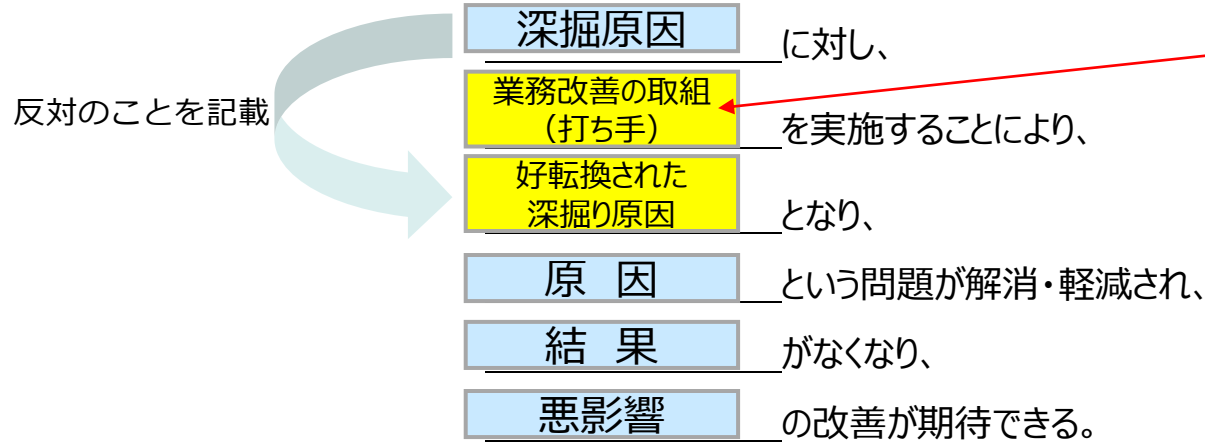
結果

悪影響



当施設では、**原因**が原因で**結果**という問題が
発生しており、その結果**悪影響**といった影響が出ている。
これは、**深掘原因**が主な要因であると考えられる。

当施設では、**記録を都度手入力・印刷しなければならないこと**が原因で**記録や文書廃棄多くの時間がかかる**という問題が
発生しており、その結果**人手不足で休暇が取れず、残業が多く、やりがいを感じられない**といった影響が出ている。
これは、**紙が多く、提供票のやり取りを郵送・FAXに限定していること**が主な要因であると考えられる。



紙が多く、提供票のやり取りが郵送・FAXに限定されていること に対し、

業務の明確化と役割分担（テクノロジー活用）、手順書の作成、記録・報告様式の工夫、情報共有の工夫 を実施することにより、

データによる提供票のやり取りが実現すること となり、 ➡ ケアプランデータ連携システム

記録を都度手入力しなければならない という問題が解消・軽減され、

記録や文書廃棄に多くの時間がかかる ということがなくなり、

人手不足で休暇が取れず、残業が多く、やりがいを感じられない状況の改善が期待できる

業務改善実施計画書

本プロジェクトの目的

ケアプランデータ連携システムを利用して提供票のデータ連携を可能にすることで、職員の負担を軽減し、効率的で持続的な事業所運営を実現する

現場課題と解決の道筋（課題の見える化による検討結果）

提供票のやり取りが郵送・FAXに限定されていて使われる紙が多いことに対し、ケアプランデータ連携システムを利用することにより、提供票をデータでやり取りすることが可能となり、記録を手入力しなければならないという課題が改善され、書類の転記が負担となり、提供票共有の時間が多く、モニタリング時間が少ないといった状況が改善され、人手不足で休暇が取れず、残業が多く、やりがいを感じられない状況の改善が期待できる

実施する業務改善の取組

実施する改善活動（課題の打ち手）	具体的内容
1 職場環境の整備	ペーパーレス環境を実現する
2 業務の明確化と役割分担(1)業務全体の流れ再構築	データをアップ・ダウンロードする役割を明確化する
3 業務の明確化と役割分担(2)テクノロジーの活用	ケアプランデータシステムの利用
4 手順書の作成	担当者が理解できるような手順書を作成する
5 記録・報告様式の工夫	データ連携された元ファイルの管理方法を定める
6 情報共有の工夫	提供票共有の進捗がわかるように伝達方法を工夫する
7 OJTの仕組みづくり	介護ソフトの使用方法について研修を実施する
8 理念・行動指針の徹底	経営層から全職員に対して、ケアプランデータ連携の意義、目指す事業所の姿を説明する

業務改善実施計画書

業務改善の成果を図るKPI（成果指標）

KPI設定の文節	設定したKPI	KPIの測定方法	KPIの測定ピッチ
記録を手入力しなければならぬという課題が改善され	データ連携事業所数割合 0%/月 → 50%/月	データ連携事業所数をカウント	毎月
休暇が取れない状況の改善	職員の休暇取得回数 1回/6月 → 1回/2月	休暇取得日数をカウント	毎月
残業が多い状況の改善	残業時間 20時間/月→10時間/月	残業時間をカウント	毎月
やりがいを感じられない状況の改善	ワークエンゲージメント 3.5 → 5	アンケート 7段階	毎月

スケジュール

時期	改善活動の手順	業務改善の取組	効果検証に向けた取組	同時に行う改善取組
令和〇年 〇月〇日～	1.改善活動の準備をしよう	<ul style="list-style-type: none"> ・実行体制（PJチーム）の整備 ・キックオフ（職員への説明） 		<ul style="list-style-type: none"> ・理念・行動指針の徹底
令和〇年 〇月〇日～	2.現場の課題を見える化しよう	<ul style="list-style-type: none"> ・課題場面の特定 ・実施計画の方針決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・KPIの検討・設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場環境の整備 ・業務の流れ再構築
令和〇年 〇月〇日～	3.実行計画を立てよう	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画づくり ・利用申請の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・KPIの検討・設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場環境の整備 ・業務の流れ再構築
令和〇年 〇月〇日～	4.改善活動に取り組もう	<ul style="list-style-type: none"> ・標準仕様データ出力運用準備 ・相手方事業所との調整 		
...				






目次

- 01 介護現場の現状・課題、生産性向上の考え方
- 02 介護現場における生産性向上の取組
- 03 厚生労働省が提供する生産性向上を支援するツール**
- 04 介護現場の生産性向上の最近の動向
- 05 介護保険改正
- 06 令和5年度補正予算案
- 07 デジタル行財政改革
- 08 その他の取組
- 09 令和6年度介護報酬改定
- 10 ケアプランデータ連携システム
- 11 まとめ



各種ツール一覧

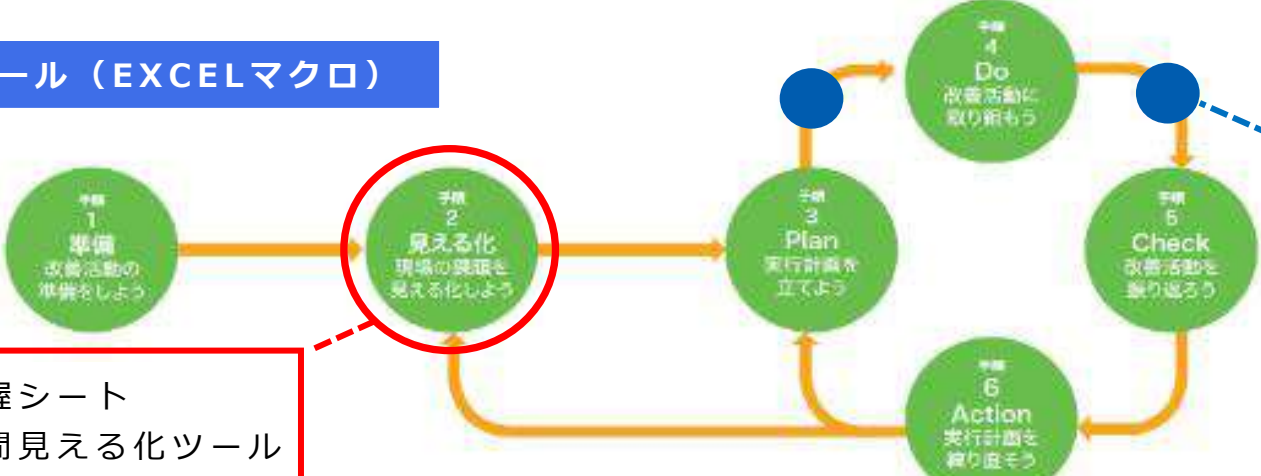
ガイドライン・手引き

地域単位の目線	施設・事業所の目線	従業員の目線
<h2 style="text-align: center;">生産性向上に資するガイドライン</h2>		
<p>自治体向け</p> 	<p>施設向け、居宅サービス向け、医療系サービス向け</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● 取組の進め方等の解説 ● 事例紹介 	<h3 style="text-align: center;">生産性向上の取組を支援・促進する手引き</h3> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業所内で活動に伴走し、支援・促しを行うスキル（ファシリテーション）の解説
<p style="text-align: center;">E-ラーニング動画教材</p> <p style="text-align: center;">取組事例紹介（モデル事業）資料</p>		
<p style="text-align: center;">推進スキル研修手順書 スライド、動画</p> <p style="text-align: center;">(研修実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 研修手順の解説 ● 研修教材、副教材（動画） 		
		
		

取組支援のツール

各種ツール（EXCELマクロ）

- 課題把握シート
- 業務時間見える化ツール



効果測定ツール

●生産性向上の取組を支援・促進する手引き –業務改善活動の推進スキルについて–

課題

- 業務の改善活動を継続的活動として取り組むため、事業所内で活動に伴走し、支援・促しを行うスキルが必要
- リーダーが孤軍奮闘するのではなく、一人一人が主体的に取り組める活動を目指すことが重要

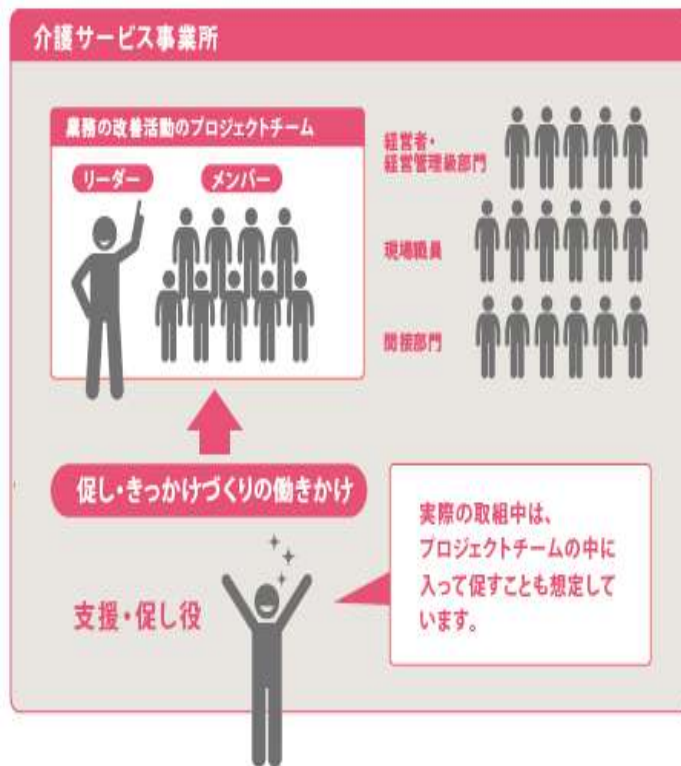
「手引き」の概要

- ヒアリング、支援・促し役のモデル研修、研修受講者による試行的業務支援を通して得られたポイントや事例をまとめた。



【支援・促し役の役割】

業務の改善活動のプロジェクトチームとの関係



主な役割1：改善活動を推進めるマネジメント上の支援・促し



プロセスが円滑に進むように支援し促そう

- 改善活動のPDCAサイクルがうまく回るようになる
- 改善活動そのものが組織文化として根付きやすい
- 属人化を避け、組織の知として蓄積しやすくなる

主な役割2：職員同士が意見を出し合えるプロセスの支援・促し



安心して意見や知恵を出し合えるように支援し促そう

- 意見の出し合いを通じてチームメンバーが自ら気づきを得る
- メンバー同士が繋がりがやすくなる
- 自ら発言することで積極的になる

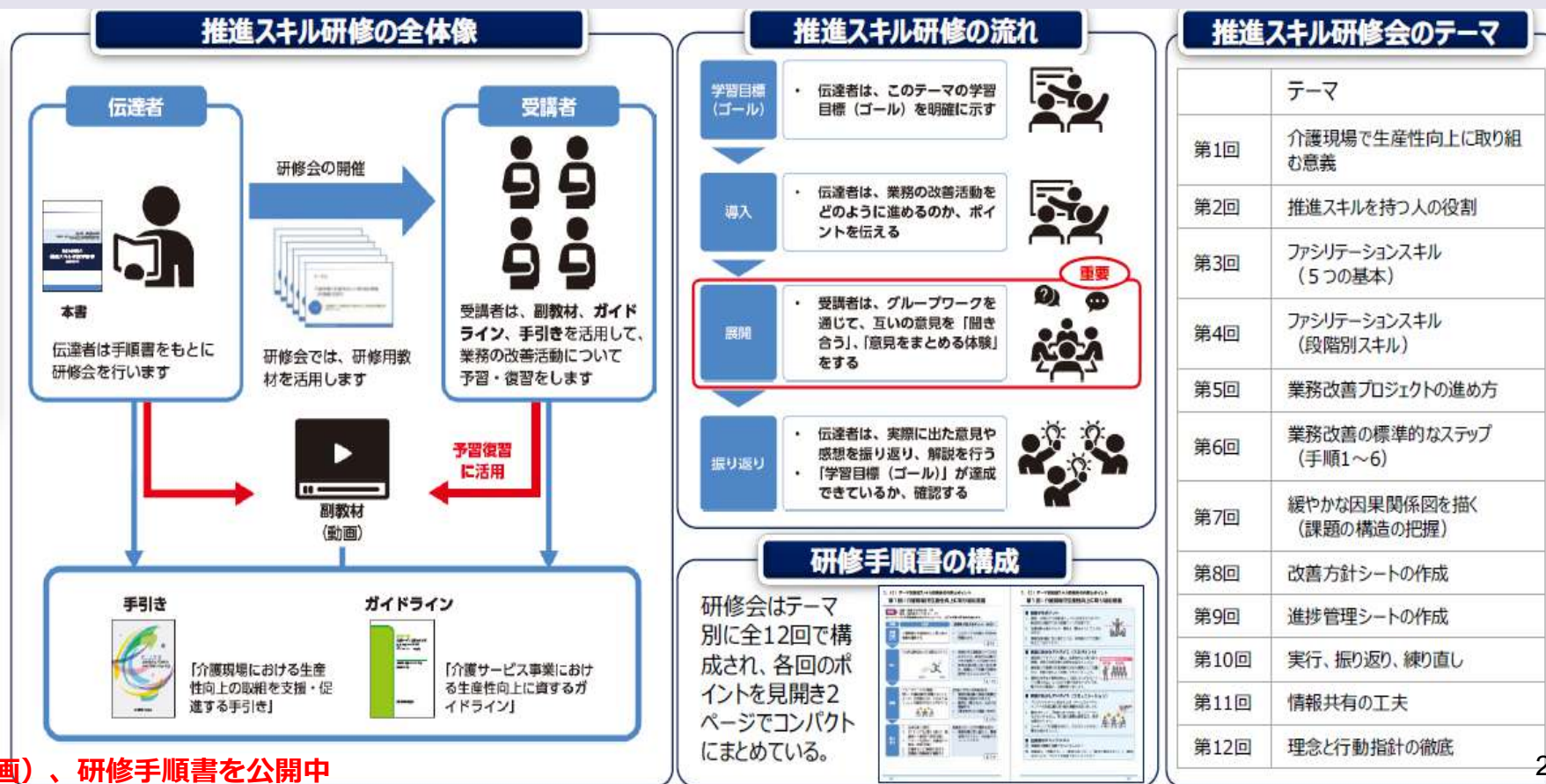
● 業務改善活動の推進スキル研修手順書（伝達者向け）

● 業務改善活動の推進スキル研修を行う背景・目的

- 業務の改善活動は一過性の活動ではなく継続的活動として取り組むことで成果は一層大きくなります。
- プロジェクトリーダーが孤軍奮闘する活動のあり方ではなく、**プロジェクトメンバー一人一人が主体的にプロジェクトに取り組む活動**であれば、プロジェクトリーダーが代わっても活動の継続は大いに期待されます。変化の激しいいまだからこそ、役割や立場に依存するのではなく、一人一人が主体的にプロジェクトに取り組み、それを支援・促進する「**推進スキル**」が大切になっています。
- リーダーや上司の「指示を待つ」のではなく、主体的に取り組が進められるようメンバーの改善活動を促すスキルとして、「**推進スキル**」を備えた人材を育成していきます。
- 「推進スキル」を伝える人を本書では「伝達者」と呼び、**推進スキル研修会を開催し**、業務の改善活動の進め方に基づき推進スキルを伝えます。



<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisanseiskil.html>

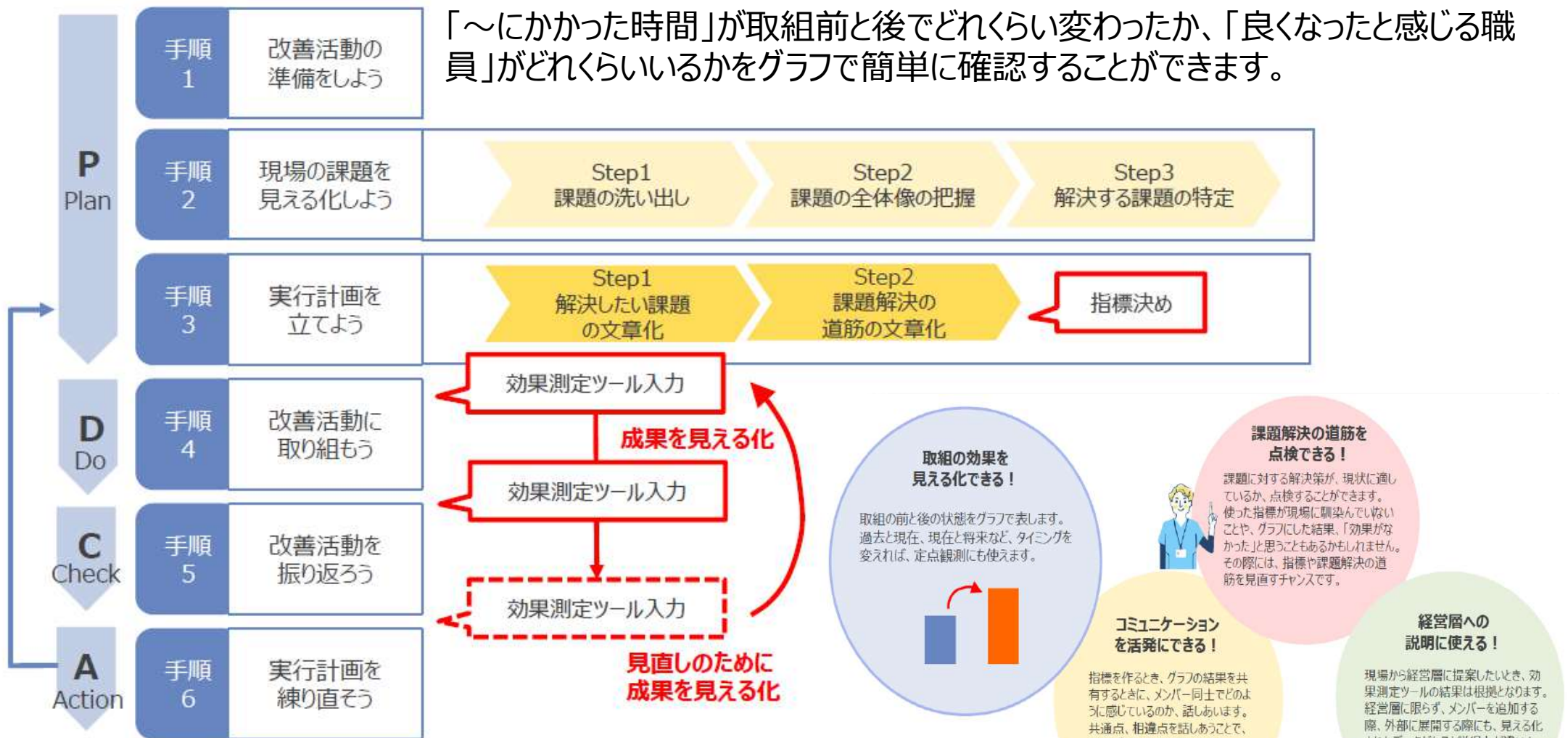


※研修教材、副教材（動画）、研修手順書を公開中

● ツール② 効果測定ツール（使用する場面）

取組の手順

「効果測定ツール」は、簡単に言えば、取組の「効果が見える化」するツールです。「～にかかった時間」が取組前と後でどれくらい変わったか、「良くなったと感じる職員」がどれくらいいるかをグラフで簡単に確認することができます。



- 以前の状態と現在の状態を比較したい
- 取組内容を見直したい
- 取組前後の変化を知りたい
- 取組結果を経営陣に共有したい

● ツール② 効果測定ツール

取組のステップの達成度

取組	No	取組のステップ	取組前 or 取組後				選択
			していない	あまりしていない	ややしている	している	
②業務の明確化と役割分担	1	業務を見える化しよう	○	○	○	○	選択されていません
	2	業務の必要性の整理、3Mを見つげよう	○	○	○	○	選択されていません
	3	役割のマッピング、マスターラインを引き直そう	○	○	○	○	選択されていません
	4	手順と役割の整理をしよう	○	○	○	○	選択されていません
⑤情報共有の工夫	1	共有する情報を整理しよう	○	○	○	○	選択されていません
	2	情報を使う目的を明確にしよう	○	○	○	○	選択されていません
	3	情報の伝い方のルールを決めよう	○	○	○	○	選択されていません
	4	情報の渡し方のルールを決めよう	○	○	○	○	選択されていません
⑦理念・行動指針の徹底	1	組織の理念が浸透しているかチェックしよう	○	○	○	○	選択されていません
	2	1/1/1の比率に準拠しているかチェックしよう	○	○	○	○	選択されていません

【取組前】

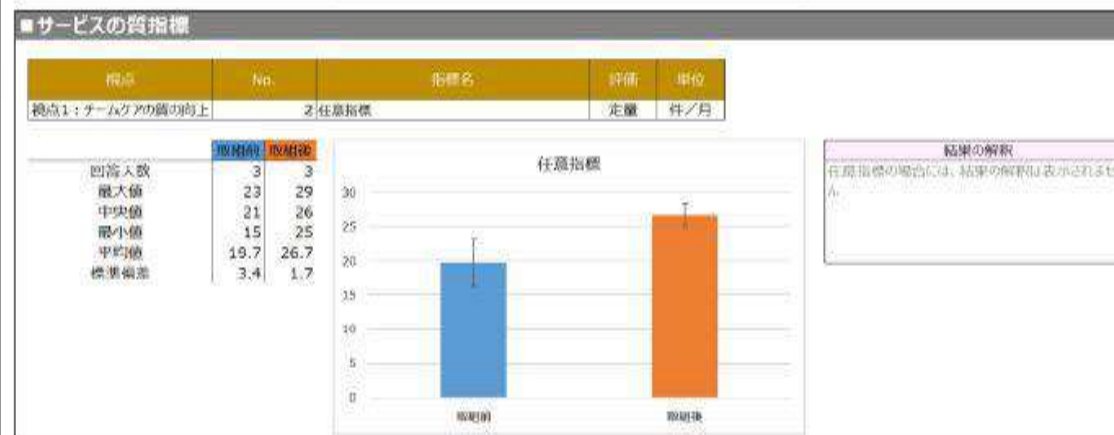
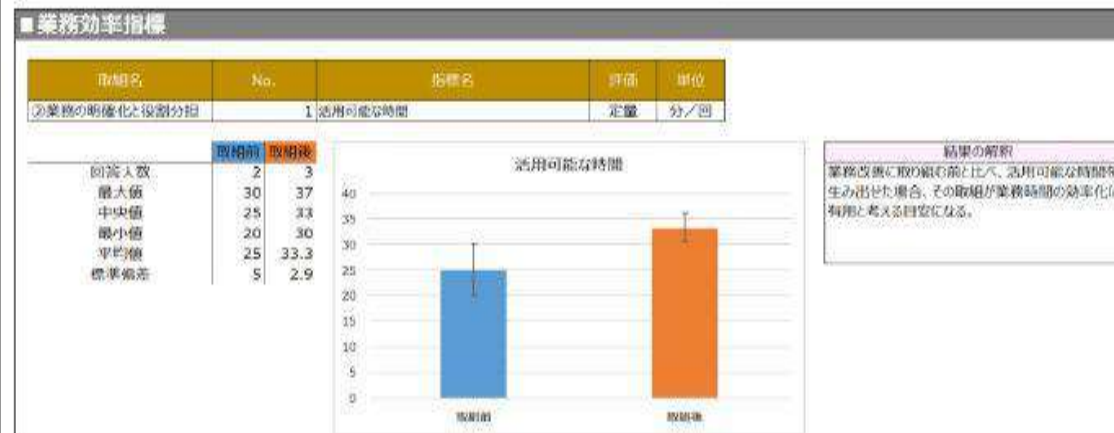
- ① 各職員に指標入りのEXCELファイルを送付
- ② 指標に従って自己評価

【取組後】

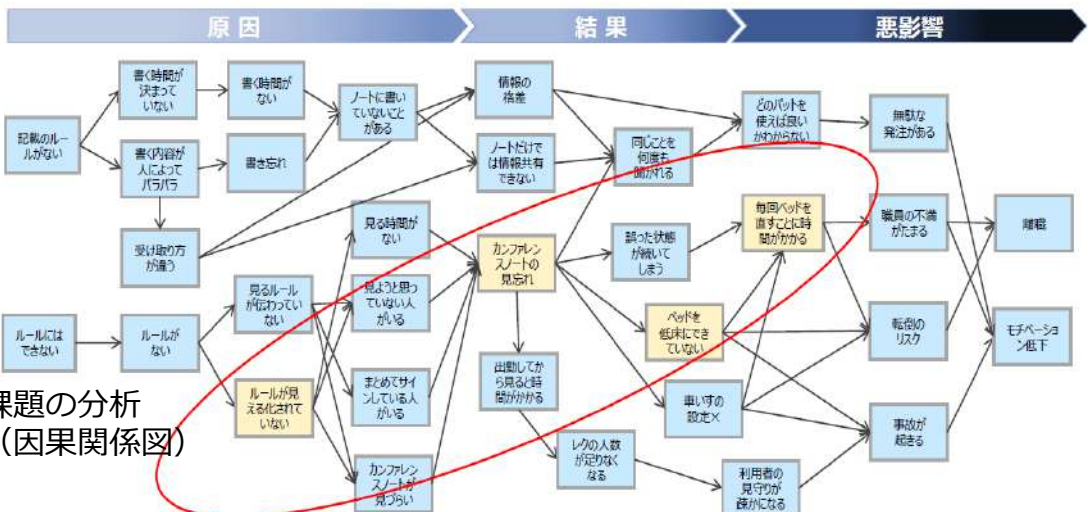
- ③ 各職員のEXCELシートを回収
- ④ マクロ実行で集約・指標毎グラフ化

※動画マニュアル（操作方法、ユースケース等）

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWikXDd8PJzMeZTeOVImlIi8h>

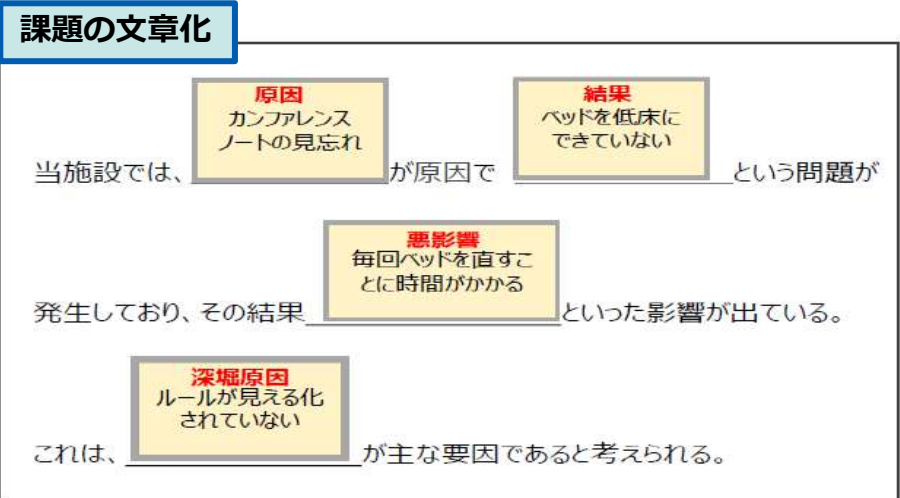


● ツール② 効果測定ツール 指標の作り方



課題の分析 (因果関係図)

今回は、赤枠あたりのを解決したい問題構造として選定します。



課題の道筋の文章化

- 指標の作成
- (定量) カンファレンスノートの見やすさ
 - (定性) チェックがついていない職員数
 - (定性) チェックのしやすさ
 - (定性) 記載する内容の明確さ
 - (定性) 職員の仕事に向き合う姿勢
 - (定量) ノートを見る回数
 - (定量) 正しいベッドの高さになっている回数
 - (定量) ベッドの高さを直す時間
 - (定量) ベッドの高さを直す回数
 - (定性) 利用者の転倒リスク

- 深層原因** ルールが見える化されていない に対し
- 解決方法** **項目毎にチェックする方法** を導入することにより
- 深層好転** ルールが明確 となり
- 原因** カンファレンスノートの見忘れ という問題が解消され
- 結果** ベッドを低床にできていないことがなくなり
- 悪影響** 毎回ベッドを直すのに時間がかかることに対する 改善が期待できる

1. 職場環境の整備
2. 業務の明確化と役割分担
3. 手順書の作成
4. 記録・報告様式の工夫
5. 情報共有の工夫
6. OJTの仕組み作り
7. 理念・行動指針の徹底

7つの取組を参考に解決方法を考える

- 解決方法**
- 【カンファレンスノートの見直し】**
- 見方、書き方ルールを記載
 - ページ毎チェック方式から項目毎チェック方式に変更
 - チェックリストの導入

効果測定ツールに設定

● ツール② 効果測定ツール 指標の作り方（例）

【業務効率に関する指標】

- 時間・・・業務時間、準備時間、作成時間、残業時間、休憩時間
- 量・・・業務量、回数
- 人員・・・出来る職員数、手順通り実施する職員数
- 情報共有
 - (定量) 情報共有ができた件数
 - (定性) 情報の書きやすさ、見やすさ、充実具合、理解度
- 負担感
 - (定量) やり直し回数、確認する回数
 - (定性) 身体的負担感、心理的負担感

【介護サービスの質の向上に関する指標】

- チームケアの質向上
 - (定量) ニーズに沿った対応が出来る職員数
 - (定性) 協働しやすさ、心理的安心感
- 人材育成
 - (定量) ～ができる職員数
 - (定性) 介護に関する知識、リーダーの役割理解
- 仕事に向き合う姿勢
 - (定量) ユトレヒト・ワーク・エンゲイジメント尺度
 - (定性) 仕事に向き合う姿勢、研修会への参加度
- 専門性
 - (定量) 資格取得職員数、研修受講職員数
 - (定性) 習熟度、実践力、提案力、観察力
- チーム意識
 - (定量) コミュニケーション時間、意見交換回数
 - (定性) コミュニケーションしやすさ、風通しのよさ
- 利用者と向き合う時間
 - (定量) 利用者とは～する時間
- モチベーション
 - (定量) ユトレヒト・ワーク・エンゲイジメント尺度
 - (定性) 働くモチベーション

目次

- 01 介護現場の現状・課題、生産性向上の考え方
- 02 介護現場における生産性向上の取組
- 03 厚生労働省が提供する生産性向上を支援するツール
- 04 介護現場の生産性向上の最近の動向**
- 05 介護保険改正
- 06 令和5年度補正予算案
- 07 デジタル行財政改革
- 08 その他の取組
- 09 令和6年度介護報酬改定
- 10 ケアプランデータ連携システム
- 11 まとめ

とくらし、みらいのために



ICTや介護ロボットの導入支援等に関する施策が中心

(機器の導入支援、基準の緩和、開発企業と事業所のマッチング、コンサル支援等)

- 介護事業所が介護ロボットやICTを導入する際の費用の一部を補助

事業実績	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
介護ロボット導入支援件数	58	364	505	1,153	1,813	2,297	2,720
ICT導入支援件数					195	2,560	5,371

- 令和3年度介護報酬改定において、見守り支援機器を活用した場合の特養の夜間配置基準の緩和

- 介護事業所と介護ロボット開発企業向けの相談窓口の設置 (全国17箇所)
- 開発企業に対し開発実証のアドバイスを行うリビングラボの設置 (全国8箇所)

- 業務改善に取り組む事業所へのコンサル費用等の補助、セミナーの実施

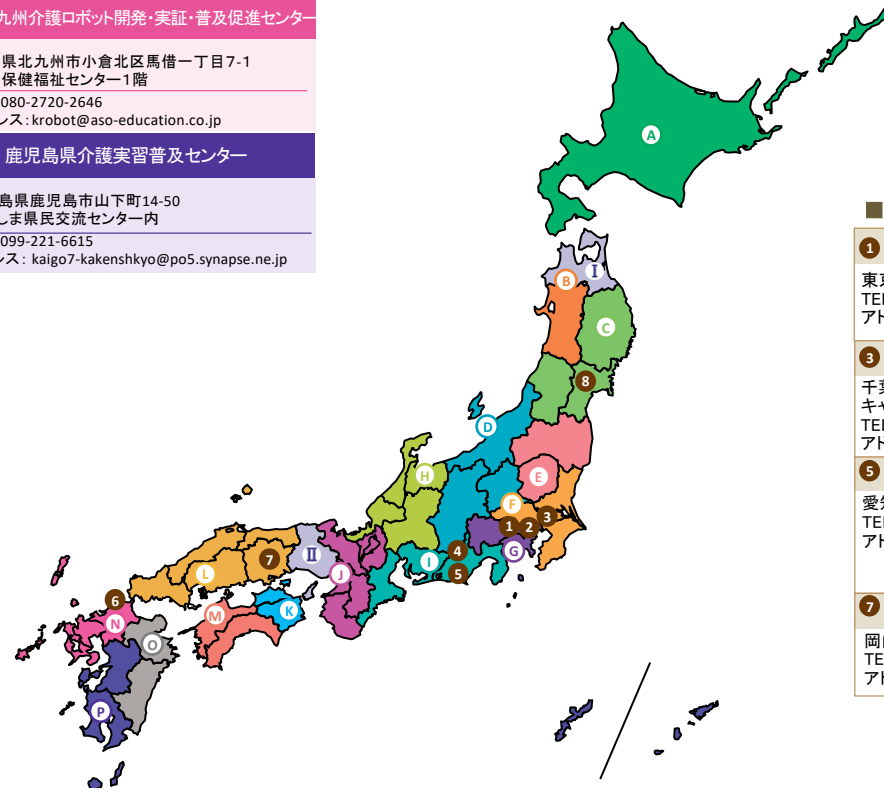
令和5年度介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム 相談窓口・リビングラボ一覧

■拠点相談一覧■（16カ所）

A 社会福祉法人北海道社会福祉協議会 北海道介護ロボット普及推進センター 北海道札幌市中央区北6条西16丁目1番地5 ほくたけビル TEL: 070-5608-6877 アドレス: tani15@hokutakehd.jp	B 社会福祉法人青森県社会福祉協議会 青森県介護啓発・福祉機器普及センター 青森県青森市中央3丁目20-30 TEL: 017-777-0012 アドレス: robot@aosyakyo.or.jp	C 公益財団法人いきいき岩手支援財団 岩手県高齢者総合支援センター 岩手県盛岡市本町通3丁目19-1 岩手県福祉総合相談センター3階 TEL: 019-625-7490 アドレス: ikrobo@silverz.or.jp	D 新潟県福祉機器展示室 介護ロボット相談窓口 新潟県新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニオンプラザ3階 TEL: 025-378-5221 アドレス: aoyama@aoyama-medical.co.jp
E とちぎ福祉プラザモデルルーム 福祉用具・介護ロボット相談・活用センター 運営主体 NPO法人とちぎノーマライゼーション研究会 栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ1F TEL: 028-627-2940 アドレス: info@normalization.jp	F 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 介護すまいる館 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 TEL: 048-822-1195 アドレス: kaigosmile@fukushi-saitama.or.jp	G 社会福祉法人横浜リハビリテーション事業団 横浜総合リハビリテーションセンター 介護ロボット相談窓口 神奈川県横浜市港北区島山町1770 TEL: 045-473-0666(代) 問い合わせ先: http://www.yrc-pf.com	H 社会福祉法人富山県社会福祉協議会 福祉カレッジ 介護実習・普及センター 富山県富山市安住町5番21号 TEL: 076-403-6840 アドレス: robot@wel.pref.toyama.jp
I 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 健康長寿支援ロボットセンター 愛知県大府市森岡町7-430 TEL: 0562-46-2311 アドレス: rehab@ncgg.go.jp	J ATCエイジレスセンター 介護ロボット相談窓口 大阪府大阪市住之江区南港北2-1-10 TEL: 06-6615-5123 アドレス: info@ageless.gr.jp	K 社会福祉法人 健祥会 徳島県介護実習・普及センター 徳島県徳島市国府町東高輪字天満356番地1 TEL: 088-642-5113 アドレス: presen@kenshokai.group	L 一般社団法人日本福祉用具供給協会 広島県ブロック 広島県広島市安佐南区大町東1-18-44 TEL: 082-877-1079 アドレス: jimukyoku@fukushiyogu-hiroshima.jp
M 愛媛県介護実習・普及センター 愛媛県松山市持田町3-8-15 愛媛県総合社会福祉会館内 TEL: 089-921-5140 アドレス: chouju@ehime-shakyo.or.jp	N 九州介護ロボット開発・実証・普及促進センター 福岡県北九州市小倉北区馬借一丁目7-1 総合保健福祉センター1階 TEL: 080-2720-2646 アドレス: krobot@aso-education.co.jp	O 社会福祉法人 大分県社会福祉協議会 大分県社会福祉介護研修センター 大分県介護ロボット普及推進センター 大分県大分市明野東3-4-1 TEL: 097-574-4571 アドレス: oita-kaigorobot@okk.or.jp	P 鹿児島県介護実習普及センター 鹿児島県鹿児島市山下町14-50 かごしま県民交流センター内 TEL: 099-221-6615 アドレス: kaigo7-kakenshkyo@po5.synapse.ne.jp

■総合相談センター（2カ所）

I 青森県(仮)介護現場向上 総合相談センター TEL: 017-777-0012 FAX: 017-777-0015
II 社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団 兵庫県立福祉のまちづくり研究所 兵庫県神戸市西区曙町1070 TEL: 078-925-9282 アドレス: robo-shien@assistech.hwc.or.jp



■リビングラボ一覧■（8カ所）

1 Care Tech ZENKOUKAI Lab (社会福祉法人 善光会 サンタフェ総合研究所) 東京都大田区東糀谷六丁目4番17号 TEL: 03-5735-8080 アドレス: sfri@zenkoukai.jp	2 Future Care Lab in Japan (SOMPOホールディングス株式会社) 東京都品川区東品川4-13-14 グラスキューブ品川10階 TEL: 03-5781-5430 問い合わせ先: https://futurecarelab.com/
3 柏リビングラボ (国立研究開発法人 産業技術総合研究所) 千葉県柏市柏の葉6-2-3 東京大学柏II キャンパス内 社会イノベーション棟 TEL: 029-861-3427 アドレス: M-living-lab-ml@aist.go.jp	4 藤田医科大学 ロボティクススマートホーム・ 活動支援機器研究実証センター 愛知県豊明市沓掛町田楽ケ窪1番地98 藤田医科大学病院内 TEL: 0562-93-9720 アドレス: cent-rsh@fujita-hu.ac.jp
5 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 健康長寿支援ロボットセンター 愛知県大府市森岡町7-430 TEL: 0562-46-2311 アドレス: carrl@ncgg.go.jp	6 スマートライフケア共創工房 (国立大学法人 九州工業大学) 福岡県北九州市若松区ひびきの2-5 情報技術高度化センター TEL: 093-603-7738 アドレス: slc3lab-technical-support@brain.kyutech.ac.jp
7 吉備高原医療リハビリテーションセンター 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511 TEL: 0866-56-7141 アドレス: syomu@kibiriah.johas.go.jp	8 青葉山リビングラボ (国立大学法人 東北大学) 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉6-6 アドレス: living-lab@srđ.mech.tohoku.ac.jp

- ①改正介護保険法において、**都道府県に対し、介護サービスを提供する事業所や施設の生産性向上に資する取組が促進されるよう努める**旨の規定がされたこと
- ②令和5年度補正予算案に「**介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業**」等の支援策を盛り込み、11月10日に閣議決定されたこと
- ③「**デジタル行財政改革会議**」や「**行政事業レビュー2023秋の年次公開検証**」において、**介護現場でのデジタル化推進**について言及され、重要な施策として積極的な対応を求められていること。

これからの厚生労働省の取組

生産性向上について、**より多くの介護サービス事業所**に取り組んでいただき、**介護職員の業務負担軽減**や**サービスの質の向上**につなげていただくよう支援を継続。

- ・ ICT、介護ロボットの導入支援にとどまらず、導入時や導入後のフォローも含めた伴走支援を行う。
- ・ その際、生産性向上の効果に関するデータを幅広く取得し、更なる有効な取組の推進につなげる。（PDCA）

（例）

①取組が進んでいない事業者へのアプローチ

- ・ **介護保険法等の改正（令和5年5月公布）**において、都道府県を中心に生産性向上の取組を一層推進するため、都道府県に対し生産性向上の取組の促進に関する努力義務を規定。
- ・ あわせて、生産性向上に関する様々なメニューを事業者に一括して提示できるよう、都道府県に生産性向上に関する総合相談窓口を設置（令和5年度～）

①取組が進んでいない事業者へのアプローチ

- ・ **令和5年度補正予算案**において、ICT、介護ロボットの導入支援を伴走支援を一体的に行う事業を創設。
- ・ 地域全体で生産性向上の取組を普及・推進するための事業を創設。

②取組を更に進めるための支援

③先進的な事業所の評価

- ・ **令和6年度介護報酬改定**において、生産性向上の取組を推進するための措置を検討。

目次

- 01 介護現場の現状・課題、生産性向上の考え方
- 02 介護現場における生産性向上の取組
- 03 厚生労働省が提供する生産性向上を支援するツール
- 04 介護現場の生産性向上の最近の動向
- 05 介護保険改正**
- 06 令和5年度補正予算案
- 07 デジタル行財政改革
- 08 その他の取組
- 09 令和6年度介護報酬改定
- 10 ケアプランデータ連携システム
- 11 まとめ



全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 における介護保険関係の主な改正事項

I. 介護情報基盤の整備

○ 介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施

- ▶ 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け
- ▶ 市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする
※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。

II. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

○ 介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備

- ▶ 各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け
※職種別の給与（給料・賞与）は任意事項。
- ▶ 国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

III. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

○ 介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進

- ▶ 都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設 など

IV. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

○ 看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める

- ▶ 看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化 など

V. 地域包括支援センターの体制整備等

○ 地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備

- ▶ 要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とする など

介護情報基盤の整備

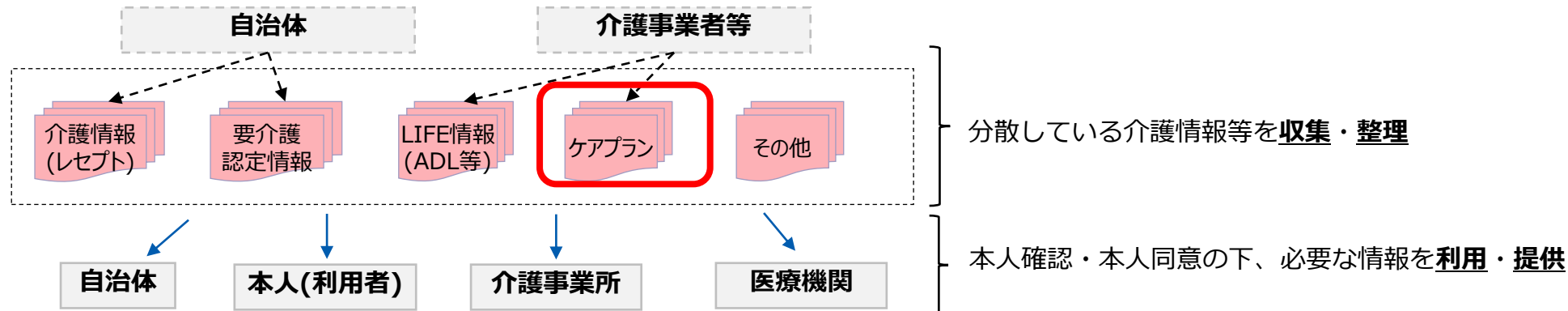
改正の趣旨

- 現在、利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散している。今般、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協働して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、**自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備**する。
- 具体的には、自治体、利用者、介護事業所・医療機関について、以下のような効果が期待される。
 - ✓ 自治体：利用者が受けている自立支援・重度化防止の取組の状況等を把握し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営に活用。
 - ✓ 利用者：利用者が自身の介護情報を閲覧できることで、自身の自立支援・重度化防止の取組の推進に繋がる。
 - ✓ 介護事業者・医療機関：本人同意の下、介護情報等を適切に活用することで、利用者に提供する介護・医療サービスの質を向上。
※ さらに、紙でのやり取りが減り、事務負担が軽減される効果も期待される。
- こうした情報基盤の整備を、**保険者である市町村が実施主体であり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業に位置付ける。**

改正の概要・施行期日

- 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を**地域支援事業として位置付ける。**
- 市町村は、当該事業について、**医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託**できることとする。
- 施行期日：公布後4年以内の政令で定める日（予定）

<事業のイメージ> ※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。



- 介護情報を介護事業所等の関係者間で電子的に共有できる介護情報基盤の整備に向けた検討を進めているところ。
- 共有する情報の具体的な範囲等については、「介護情報利活用ワーキンググループ」において検討を進めているところであるが、LIFEについては共有する情報の1つとして想定されている。

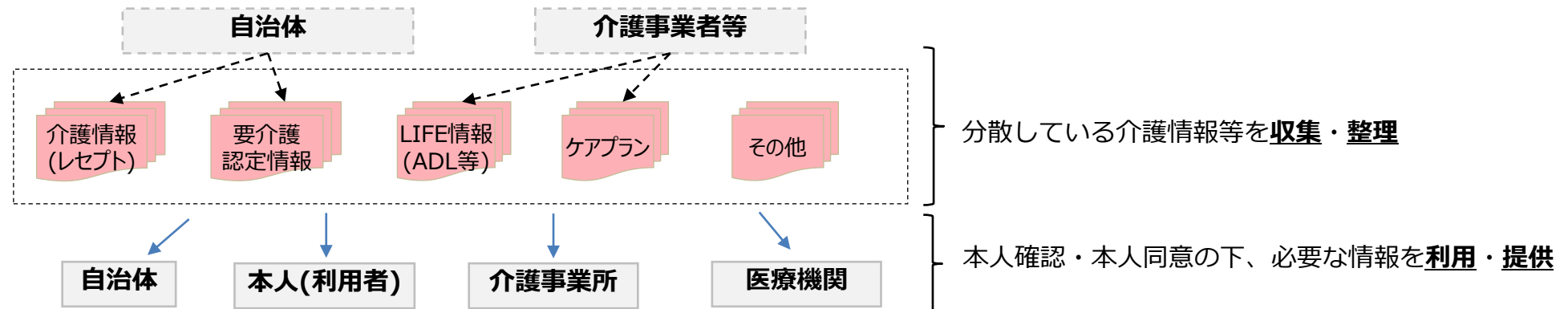
経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）

レセプト・特定健診情報等に加え、介護保険、母子保健、予防接種、電子処方箋、電子カルテ等の医療介護全般にわたる情報を共有・交換できる「全国医療情報プラットフォーム」の創設及び電子カルテ情報の標準化等を進めるとともに、PHRとして本人が検査結果等を確認し、自らの健康づくりに活用できる仕組みを整備する。

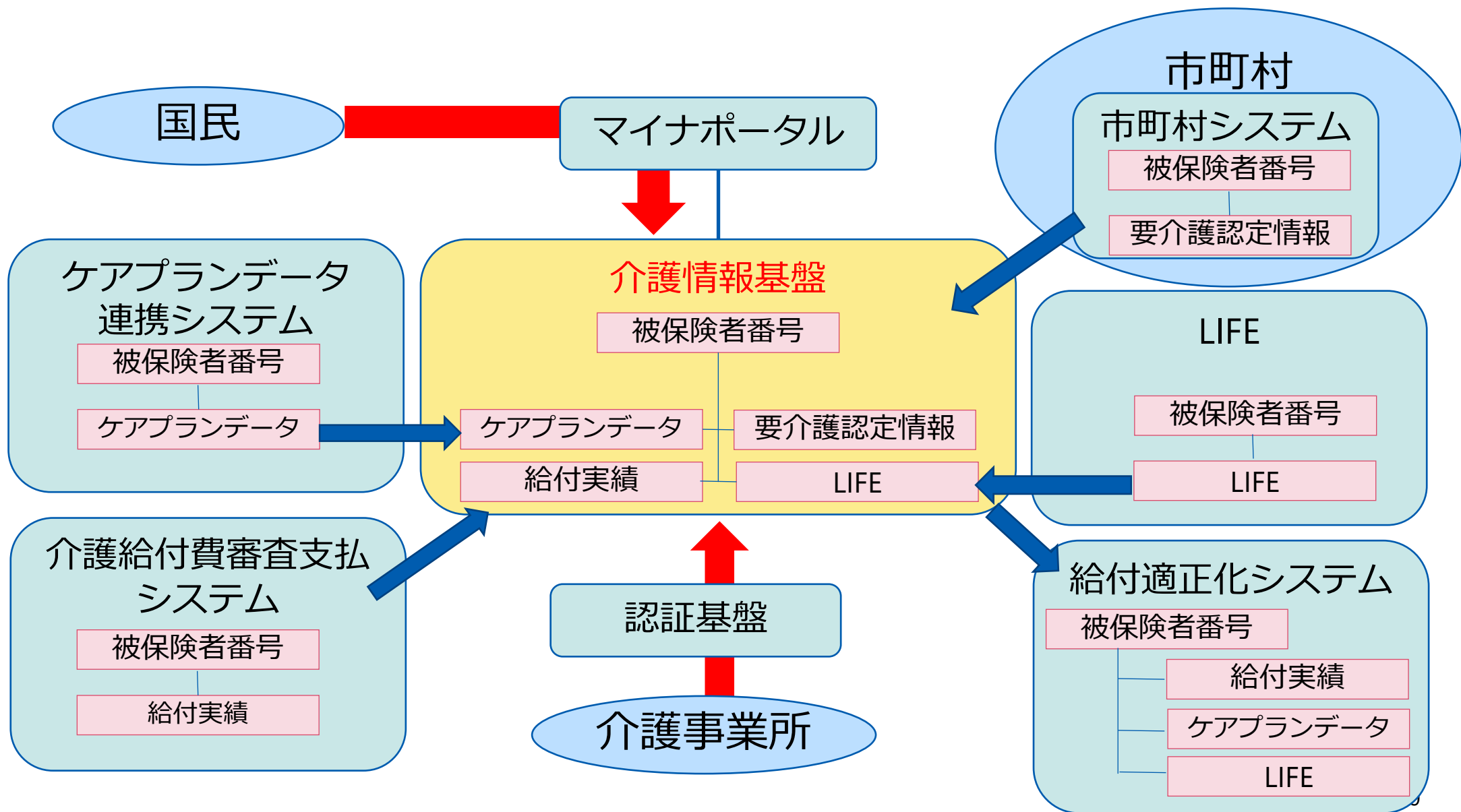
介護情報基盤の整備

- 現在、利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散している。今般、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備する。

<イメージ> ※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。



介護情報基盤の活用例（私案）



介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

改正の趣旨

- ・介護現場において、生産性向上の取組を進めるためには、一つの介護事業者のみの自助努力だけでは限界があるため、**地域単位で、モデル事業所の育成や取組の伝播等を推進していく必要がある**。一方、事業者より、「地域においてどのような支援メニューがあるのか分かりにくい」との声があるなど、**都道府県から介護現場に対する生産性向上に係る支援の取組の広がり**が限定的となっている実態がある。
- ・都道府県を中心に一層取組を推進するため、**都道府県の役割を法令上明確にする改正を行う**とともに、**都道府県介護保険事業支援計画において、介護サービス事業所等における生産性向上に資する事業に関する事項を任意記載事項に加える改正を行う**。

改正の概要・施行期日

- ・**都道府県に対する努力義務規定の新設**
都道府県に対し、介護サービスを提供する事業所又は施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設する。
- ・**都道府県介護保険事業支援計画への追加**
都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項に、介護サービス事業所等の生産性の向上に資する事業に関する事項を追加する。
※ 市町村介護保険事業計画の任意記載事項についても、生産性の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項を追加する。

介護生産性向上推進総合事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））

令和5年度当初予算額：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数

1 事業の目的

都道府県が主体となって、関係機関との協議会（都道府県介護現場革新会議）の実施、生産性向上や人材確保に関するワンストップ窓口である介護生産性向上総合相談センターの設置等の取組を行うことにより、介護現場における生産性向上や人材確保の取組を推進することを目的とする。

2 事業の概要等

（1）都道府県介護現場革新会議に係る支援（必須）

- 事業内容
 - ① 介護現場革新会議の開催
 - ② 対応方針に基づき実施する事業（実施する場合）
 - ア 地域のモデル施設育成
 - イ 介護業界のイメージ改善
 - ウ その他（介護助手活用支援、外国人人材活用等）
- 補助対象等…会場費、委員旅費・謝金、モデル施設育成のための経費【1事業所あたり対象経費の1/2以内（上限500万円）】（コンサル、介護ロボット・介護ソフト導入、等）

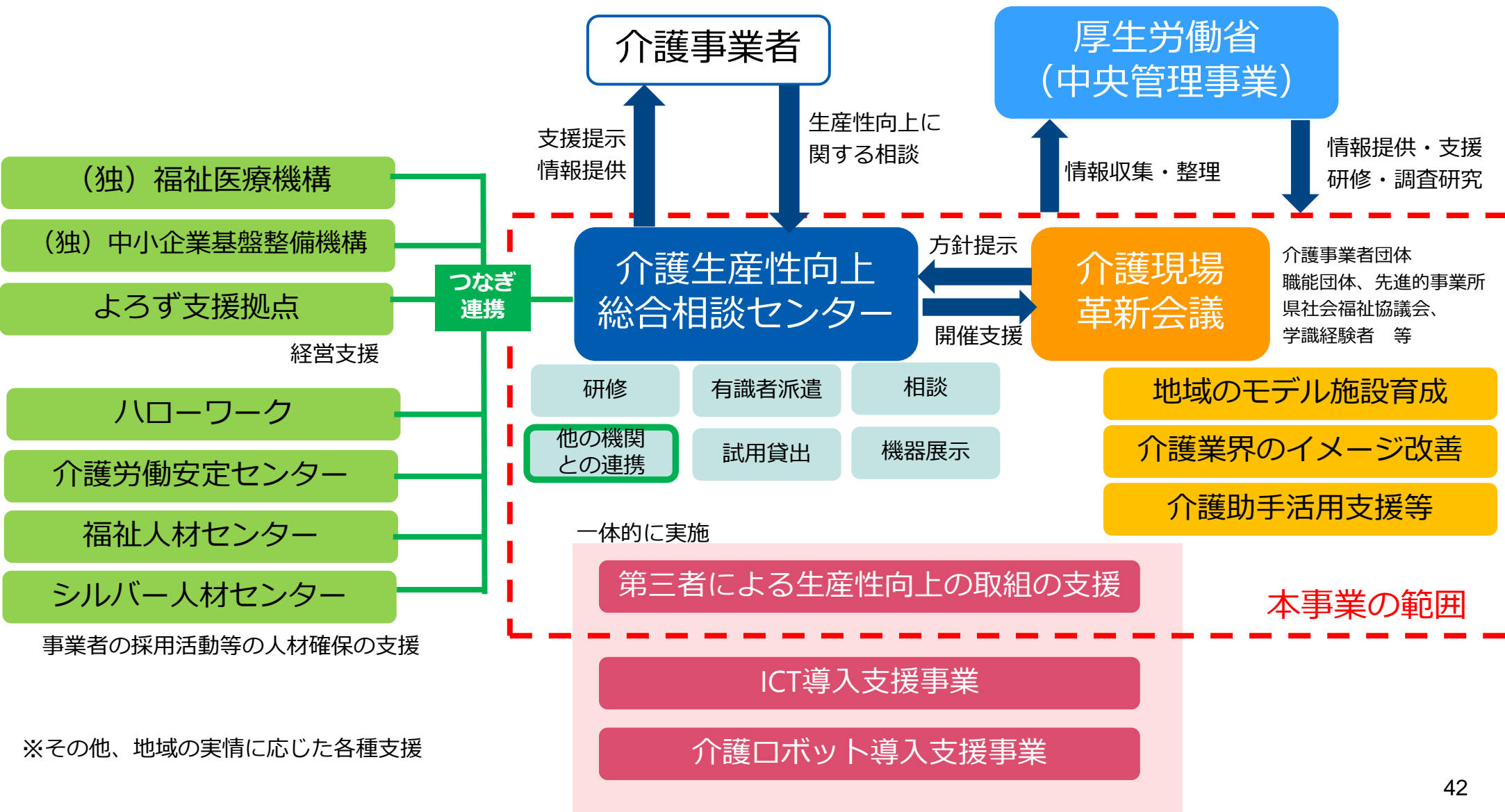
（2）介護生産性向上総合相談センターに係る支援（必須）

- ① 生産性向上の取組に関する研修会（取組手法、ICT活用等）
- ② 生産性向上に取り組む介護事業所に対する有識者の派遣（取組手法に対する助言、取組の見直しに関する助言等）
- ③ 介護事業所からの生産性向上・人材確保の取組等に関する相談対応（生産性向上の考え方や取組方法、課題への解決策等の相談、介護ロボットやICTの導入計画策定支援、電子申請・届出システム、ケアプランデータ連携システムの使用方法等）
- ④ 介護ロボット等の機器展示
- ⑤ 介護ロボットの試用貸出
- ⑥ 他の機関との連携

（3）第三者による生産性向上の取組の支援（市町村が実施することも可）

- 対象事業所…介護事業所（介護保険法に基づく全サービスを対象とする）であって、地域全体における生産性向上に向けた取組の拡大にも資するものとして都道府県又は市町村が認めるもの
- 事業内容…業務改善支援事業者が対象となる介護事業所において ①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価等の支援を行い、それを踏まえた実地による個別支援を3回以上実施。
- 補助額…対象経費の1/2以内（上限30万円）

介護生産性向上推進総合事業（具体的な事業イメージ）



目次

- 01 介護現場の現状・課題、生産性向上の考え方
- 02 介護現場における生産性向上の取組
- 03 厚生労働省が提供する生産性向上を支援するツール
- 04 介護現場の生産性向上の最近の動向
- 05 介護保険改正
- 06 **令和5年度補正予算案**
- 07 デジタル行財政改革
- 08 その他の取組
- 09 令和6年度介護報酬改定
- 10 ケアプランデータ連携システム
- 11 まとめ



① 施策の目的

- ・介護サービス需要の増加への対応や介護人材の確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題である。特に小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人も多く、経営の効率も悪くなるという悪循環に陥りがちである。
- ・こうした状況を踏まえ、介護現場の生産性向上の取組や、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に取り組む介護サービス事業者に対する支援を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

- ・生産性向上の取組を通じた職場環境改善について、ICT機器本体やソフト等の導入や更新時の補助に係る支援に加え、地域全体で事業所における機器導入やそれに伴う人材育成に対する補助を行う。また、小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善の取組に対して補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 生産性向上の取組を通じた職場環境改善

① 生産性向上に資する介護ロボット・ICTの導入や更新

- ・事業所の業務効率化に向けた課題解決を図るための業務改善支援及びこれと一体的に行う介護ロボット・ICTの導入や更新に対する支援

② 地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施

- ・地域の複数事業所における機器の導入に向けた研修や、地域のモデル施設の育成など、都道府県等が主導して面で生産性向上の取組を推進
- ・都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間で交わされるケアプランデータ連携システム等の活用を地域で促進し、データ連携によるメリットや好事例を収集

(2) 小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善

- ・人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、協働化・大規模化にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援 等

【事業スキーム】



【実施主体】

都道府県（都道府県から市町村への補助も可）

【負担割合】

(1)①、(2)・・・国・都道府県3/4、事業者1/4

(1)②・・・国・都道府県 10/10

(1)①及び(2)を実施する場合・・・

国・都道府県4/5、事業者1/5

※国と都道府県の負担割合は以下のとおり

(1)①、(2)・・・国4/5、都道府県1/5

(1)②・・・国9/10、都道府県1/10

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・生産性向上の取組や経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善を推進することにより、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に繋げていく。

通称：介護現場デジタル改革パッケージ

(1) 生産性向上の取組を通じた職場環境改善

① 生産性向上に資する介護ロボット・ICTの導入や更新

- 事業所の業務効率化に向けた課題解決を図るための**業務改善支援及びこれと一体的に行う介護ロボット・ICTの導入や更新**に対する支援

② 地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施

- 地域の複数事業所における**機器の導入に向けた研修**や、**地域のモデル施設の育成**など、**都道府県等が主導して面**で生産性向上の取組を推進
- 都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間で交わされる**ケアプランデータ連携システム等の活用を地域で促進**し、データ連携によるメリットや好事例を収集

(2) 小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善

- 人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、**協働化・大規模化**にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援 等

【想定している事業イメージ案】

- i 業務コンサルタントの活用
- ii ケアプランデータ連携グループ構築
- iii 介護ソフト、PC等の購入補助
- iv 研修の実施
- v タイムスタディ調査、ヒアリング調査
- vi 好事例集作成

- モデル地域の規模は、市町村内に1～2カ所程度を想定。
- モデル地域内に構築されるケアプランデータ連携グループは、数十～数百の事業所グループとなることを想定。
- 市区町村がモデル地域の運用主体になることも想定。（都道府県が運営経費として補助金を交付することも可能）
- 都道府県と市区町村でよく相談する必要

武蔵野市のモデル

研修会における自治体側の方針1(武蔵野市の場合)

第2回委員会
新設追加

- 武蔵野市・静岡市ともに、介護サービス事業所へのケアプランの交付における利用者確認の取り扱い、実地指導時における電磁的な方法でのサービス提供票の交付および保管に関する解釈について、保険者としての方針を説明。

制度の再確認

ケアプランへの同意と介護サービス事業所への交付

Q. ケアプランについて、利用者の同意が得られたサイン入りのものを、居宅介護支援事業所からサービス事業所に交付している。本システムで共有する場合は、どのように整理すればいいのか。

- 「居宅介護支援事業所に保管するケアプラン」と「利用者とサービス事業所に交付するケアプラン」の取り扱いは異なるため、切り分けて考えるべきである。
- ケアプラン原案は、文書による利用者の同意を得た上で、ケアプランとして居宅介護支援事業所に保管するとともに、利用者等に交付される。また、居宅介護支援事業所に保管する第6表 サービス利用票(控)に利用者の確認を受けることとしている。
- ケアプラン原案に対する利用者の同意や第6表 サービス利用票(控)の確認については、電磁的方法による場合は、利用者の署名等が必要となる。相手方の承諾を得れば、利用者の同意や確認を電磁的方法で行うことができ、電子署名や利用者同意を確認した電子メールの保管等の方法で行うことができる。このように、**文書の真正性は、居宅介護支援事業所に保管する署名等の同意文書又は電磁的方法による取扱い(電子署名や電子メール)を確認することで担保できる。**
- このため、本システムを利用してケアプランを電子的に連携する場合においても、ケアプラン原案に対する利用者の同意の有無をサービス事業所が確認する必要はない。同様に、第6表の利用者同意の有無についても、サービス事業所が確認する必要はない(※)。
(※) サービス事業所に交付する第6表は、サービス利用票に基づいて作成される「サービス提供票」であり、そもそも利用者の確認を受ける書類ではない。

10 関連規定と解説

■ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号) 第13条

十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

■ 介護サービス計画書の様式及び採録分析標準項目の提示について(平成11年11月12日老企発第29号)

居宅サービス計画書記載要領 第6表: ⑨「利用者確認」

居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票(控)に、利用者の確認を受ける。ただし、利用者が作成した場合は、記載する必要はない。

① ケアプランの原案に対して同意を得る。

※原案から変化がない場合、原案がそのままケアプランになる。

※同意を得る方法としては、電磁的な方法や、ケアプランに同意欄を設ける、同意書のような書類への署名や捺印がある。武蔵野市近隣の居宅介護支援事業所においては、第1表に同意欄を設けて署名または捺印をもらう場合が多い。

※介護システム上に「ケアプラン」が保存され、「印刷されたケアプラン」の第1表に同意の署名等が入っているという運用の事業所が多い。

② 利用者と介護サービス事業所にケアプランを交付する。

※交付するのは「ケアプラン」であり、「印刷されたケアプラン(同意の署名等があるもの)」である必要はない。

③ 第6表に利用者確認(電磁的方法や署名、捺印等)を受ける。

※利用者の確認が必須になるのは「居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票(控)」である。そのため、介護サービス事業所に交付する第6表「サービス提供票」に利用者確認の署名等が入っている必要はない。

研修参加者向け特別枠あり!

データ連携促進モデルキャンペーン



ケアプラン連携に挑戦するなら今! デジタル化で業務効率化!

今般、市内居宅介護支援事業所および居宅サービス事業所におけるケアプランデータ連携システム(以下、本システム)の普及促進を目的として、「データ連携促進モデルキャンペーン」を下記のとおり開催することと致しました。是非ご参加の程、宜しくお申し込み申し上げます。

対象事業所 | 武蔵野市内の居宅介護支援事業所・サービス事業所 50か所(先着順)

募集期間 | 令和5年9月14日(木)~令和5年11月24日(金)まで

※先着順のため早めに終了する可能性があります

応募先 | 下記URLまたはQRコードよりお申し込みください
<https://forms.office.com/r/wEZNTbGJKp>



応募枠 | 事業所の実態に合わせて、下記①のA・B、②のいずれかお選びください

全枠共通の条件

- ① キャンペーン終了(令和6年3月)時のケアプランデータ連携システムの利用継続
- ② 利用開始時、キャンペーン終了時のアンケート調査への回答(オンラインで実施)

① 一般枠: 謝礼26,000円

A 事業所単独で応募



B 居宅介護支援事業所+サービス事業所で応募 ※同一法人同士を除く



利用開始に伴う業務フローの変更にご協力いただくことで、さらに上乗せ!

② モデル事業所枠(先着10事業所): 謝礼31,000円

【業務フローの変更の流れの例】



ケアプランデータ連携システムを利用開始済み事業所もご参加いただけます!

利用開始前、かつこれから連携先となる事業所のご紹介
ご紹介先にも一般枠相当の謝礼をお支払いたします + 上記の業務フローの変更へのご協力

※内容は今後変更の可能性があります。詳細は上記、応募先のリンクよりご確認ください。問い合わせ先 |

主催 | 厚生労働省
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

共催 | 武蔵野市
武蔵野市

株式会社三菱総合研究所
「地域におけるデータ連携促進モデル」事務局
E-mail: r5-careplan-campaign@ml.mri.co.jp

【想定している事業イメージ案】

- 人材募集や一括採用、**合同研修**等の実施
- 従業者の職場定着・魅力発信に資する取組の実施
- 人事管理システムや福利厚生等のシステム・制度の共通化
- **事務処理部門の集約・外部化**
- 各種委員会の設置や各種指針の策定
- **協働化にあわせて行うICTインフラの整備**
- 協働化にあわせて行う老朽設備の更新・整備
- 小規模事業所やケアマネ事業所等の経営や職場環境改善等に関する専門家からの助言（コンサル）

目次

- 01 介護現場の現状・課題、生産性向上の考え方
- 02 介護現場における生産性向上の取組
- 03 厚生労働省が提供する生産性向上を支援するツール
- 04 介護現場の生産性向上の最近の動向
- 05 介護保険改正
- 06 令和5年度補正予算案
- 07 デジタル行財政改革**
- 08 その他の取組
- 09 令和6年度介護報酬改定
- 10 ケアプランデータ連携システム
- 11 まとめ



直近の生産性向上に関する総理発言、閣議決定

令和5年7月28日 岸田総理会見

介護現場で人手不足、これは大変大きな課題となってきました。その中で、効率よく業務を行うための生産性を向上させていく取組、これは職員の皆様の業務負担の軽減にもつながることです。業務の改善や効率化により生み出された時間を、直接的なケアの時間に充てていくなど、結果として、介護サービスの更なる質の向上にもつながる、こうした取組であると理解をいたしました。政府として、こうしたデジタルの取組、この分野においても後押ししていかなければならない、こうしたことを感じた次第です。

令和5年10月11日 第1回デジタル行財政改革会議 岸田総理発言

介護事業者向けのDX支援のほか、年末の介護報酬改定の機会も活用し、生産性の抜本向上のための適切なKPI設定などを具体化してほしい。

令和5年11月2日閣議決定 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」

介護の質の維持・向上及び介護職員の負担軽減を図るため、介護ロボット・ICT機器の活用、経営の協働化・大規模化等の生産性向上に向けた取組を強力に推進し、併せて人員配置の柔軟化を進める。特に、介護ロボット・ICT機器の積極活用など、一定の要件を満たす高齢者施設における人員配置基準の特例的な柔軟化について、2023年度中に所要の検討を行い、必要な措置を講ずる。

ICT機器や介護・障害福祉用ロボットの導入を支援するとともに、機器導入に伴う人材育成や導入相談の支援を行う。

直近の生産性向上に関する行財政改革の動向

デジタル行財政改革会議について

デジタル行財政改革会議第1回（RS-10-11）
資料1等から作成

1 会議の目的・設置趣旨

急激な人口減少社会への対応として、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現するため、デジタル行財政改革会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 第1回会議で示された検討の方向性の例（介護分野）

デジタル技術の活用の加速化（ICT導入支援、介護報酬・人員配置・運営協働化・大規模化・伴走支援、人材育成等）、介護の効果の計測、医療アプリ・機器・システムの開発促進、オンライン診療の拡充・展開、医療・介護テックベンチャーの活用等

3 第1回会議での岸田総理のご発言

武見大臣においては、介護事業者向けのDX支援のほか、年末の介護報酬の改定の機会も活用し、生産性の抜本向上のための適切なKPIの設定などを具体化してください。

4 スケジュール

- ◆ 11月22日 第2回会議の開催（改革の方向性について厚生労働省から報告）
- ◆ 12月 中間報告（規制改革・主な改革の進捗取りまとめ等）

デジタル行財政改革会議

**「目指す社会に向けて早期に着
手する主な施策」6分野の1つ
に「介護等」が位置づけ**

第3回課題発掘会議で有識者の論点整理

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaiikaikaku/index.html



たのち、更なる見直しの余地がある事業を対象として、「介護における¹⁴見直し
デジタル技術の活用の加速化」が選定。

- 11月12日にレビューが開催され、有識者の意見が取りまとめられた。
（オンデマンド動画配信中）

行政事業レビュー 秋のレビュー（年次検証）

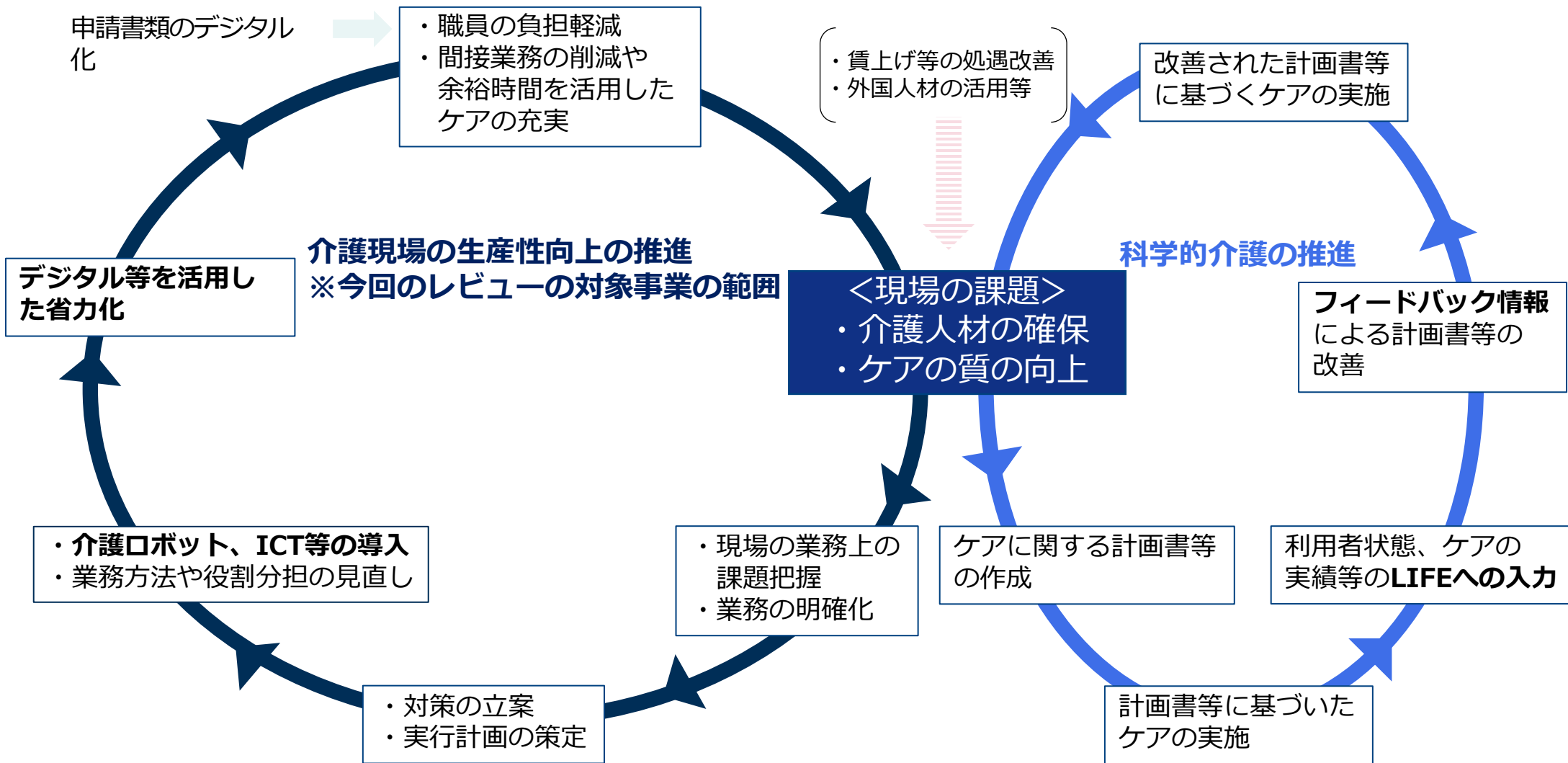
<https://www.gyokaku.go.jp/review/aki/index.html>



- 介護分野の将来予測を踏まえると、介護サービスを確保するためには、介護従事者の業務負荷の軽減と働き方に配慮しつつ、利用者のウェルビーイングを向上させていくことが重要であり、特に足元の介護人材の不足を踏まえると、**業務負荷の軽減と生産性向上が喫緊の課題**となる。**介護ロボットやICT機器等（以下、「介護ロボット等」という。）の導入は有力な手段**であり、早急かつ効果的な導入を進めていく必要がある。その際、先進的なモデル事例の創出に加え、モデル事例から得られる知見や効果的な取組を他の事業者にも広げていくべきである。
- 生産性向上や介護の質の向上に有効な取組は介護サービスや施設の規模などの類型により異なると思われるため、施設介護、通所介護、訪問介護等の**類型別に介護ロボット等の導入や生産性向上に関するロードマップを作成し、年限を区切って目標を設定すべき**である。また、事業を直接実施する都道府県のKPIに加え、国としても**適切な指標を設定し**、介護事業者全体の生産性向上や質の向上の**進捗をモニタリング**すべきである。
- 生産性向上に関しては、特に、**事業者に対する動機づけ**や、日々の業務で多忙な経営者や現場の介護スタッフの**コミットメントを高める方策**を検討すべきである。また、**国が生産性向上や業務改善に関連する情報を集約・分析**し、効果が期待できる取組を類型別に整理することで、事業者が自らの取組を効率的に検討・実施できるようにすべきである。小規模事業者など生産性向上や業務改善を進めていく余裕がない事業者については、技術の導入・運用を支援するスキームを構築することを含め、支援体制のあり方を検討すべきである。

- 介護ロボット等の導入や生産性向上の取組は、**特養や介護老人保健施設をはじめ通所介護や訪問介護等においても進め**、人員配置基準の柔軟な取扱い等を可能とするとともに、業務負担の軽減と介護の質の向上、利用者や従事者のウェルビーイングの向上、ひいては**人材の確保に繋がっていくべき**である。
- デジタル人材の不足や介護ロボット等に係る費用等の課題は、**事業者の協働や大規模化による経営資源の集約により解決の可能性がある**ことから、事業者の大規模化等に関する課題や対応策を整理し、後押ししていくべきである。また、**小規模な事業者であっても**、間接業務の効率化、ICT 関連業務の外部委託、さらには近隣の事業者と協力した委託費の削減などの、生産性向上や経営の効率化の**工夫を促していくべき**である。さらに、経営ノウハウの取得や経営人材の確保・育成など、介護事業者の経営力を上げていく方策を検討すべきである。
- 介護 DX の更なる進展や質の高い介護の持続的な提供に向けて、政府全体として、健康・医療・介護を横断したグランドデザインを描き、相互に連携する仕組みの構築や分野を横断して活用できる ICT の開発・普及・標準化を進めていくべきである。併せて、国・地方・事業者が有するデータや知見等を連携・共有し、利用者の自立度の維持・改善に効果的なサービスが、縦割りに陥ることなく効率的に提供されるよう、その提供主体のあり方の検討も含めて、取り組んでいくべきである

介護におけるデジタル技術の活用の全体像



介護事業所における生産性向上推進事業

令和5年度当初予算額 1.7億円

1 事業の目的

- 介護人材の確保が急務となる中で、介護ロボット・ICT等のテクノロジーや、いわゆる介護助手等を活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、職員の業務負担の軽減を図るとともに、それらにより生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、利用者職員が接する時間を増やすなど、介護サービスの質の向上にも繋げていくことが重要。
- こうした介護現場の生産性向上の取組を促進するため、ガイドラインや効果測定ツール等を活用した介護事業者に対する理解促進や定着支援を行うとともに、フォーラムの開催やポータルサイトの作成等による普及啓発を行う。

2 事業の概要

- 生産性向上ガイドライン等の理解促進や定着支援のためのセミナー開催と伴走支援
- 生産性向上の取組の好事例の横展開や機運を高めるためのフォーラム開催
- 生産性向上を促進するための調査研究等

3 実施主体等



4 事業実績等

- 【平成30年度】**
- 生産性向上ガイドライン作成（施設系、居宅系、医療系）
 - 事業所への伴走支援
 - 生産性向上協議会開催（256名）

- 【令和元年度】**
- 生産性向上ガイドライン改訂
 - 事業所への伴走支援
 - E-ラーニング教材作成
 - タイムスタディツール等開発
 - 自治体によるパイロット事業（7自治体）

- 【令和2年度】**
- 全国セミナー（209法人）開催**
 - 業務改善推進スキル手引き作成
 - 事業所への伴走支援
 - 居宅系サービス向けセミナー開催
 - 生産性向上推進フォーラム開催
 - 自治体によるパイロット事業（3自治体）

- 【令和3年度】**
- 全国セミナー（216法人）開催**
 - 効果測定ツール開発
 - 事業所への伴走支援
 - 業務改善推進スキル研修手順書作成
 - 業務改善スキルセミナー

- 【令和4年度】**
- ビギナーセミナー（10回 380法人、フォローアップセミナー（5回107法人、実践報告会（1,476法人）開催**
 - 効果測定ツール活用事例集作成
 - 事業所への伴走支援
 - ポータルサイト作成
 - 生産性向上推進フォーラム開催

※令和5年10月末時点

- 【令和5年度】**
- ビギナーセミナー（6回 2,478法人）、フォローアップセミナー（6回92法人）開催**
 - 事業所への伴走支援
 - 生産性向上推進
 - フォーラム開催
 - 働きやすい職場づくり内閣総理大臣表彰事業所事例集作成

厚労省公式YouTubeチャンネルで関連動画を公開。10/24時点で13万回再生

【アウトカム】 生産性向上ガイドライン（施設系）を活用して業務効率化を図った事業所（法人数）

令和2年度	令和3年度	令和4年度
65	116	229

※累計値

介護生産性向上推進総合事業等（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））

令和5年度当初予算額：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数

1 事業の目的

- 都道府県が主体となって、関係機関との協議会（都道府県介護現場革新会議）の実施、生産性向上や人材確保に関するワンストップ窓口である介護生産性向上総合相談センターの設置等の取組を行うことにより、介護現場における生産性向上や人材確保の取組を推進すること（介護生産性向上推進総合事業）。
- 介護施設等に対する介護ロボットやICTの導入支援を実施し、ケアの質の確保や職員の負担軽減等を図ること（介護ロボット導入支援事業・ICT導入支援事業）

2 事業の概要等

① 介護生産性向上推進総合事業（令和5年度～）
都道府県の生産性向上の取組方針の提示等を行う「介護現場革新会議」及びワンストップ窓口である「介護生産性向上総合相談センター」の各都道府県への設置や伴走支援の実施に対する補助

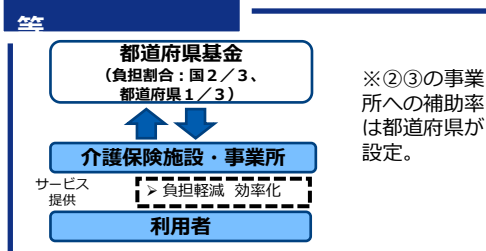
② 介護ロボット導入支援事業（平成27年度～）
厚労省・経産省が定める「重点分野」に該当する介護ロボットや通信環境整備への補助



※対象となる介護ロボットの例

③ ICT（導入支援事業（令和元年度～）
介護記録ソフトとタブレット端末等の導入補助

3 実施主体



4 事業実績等

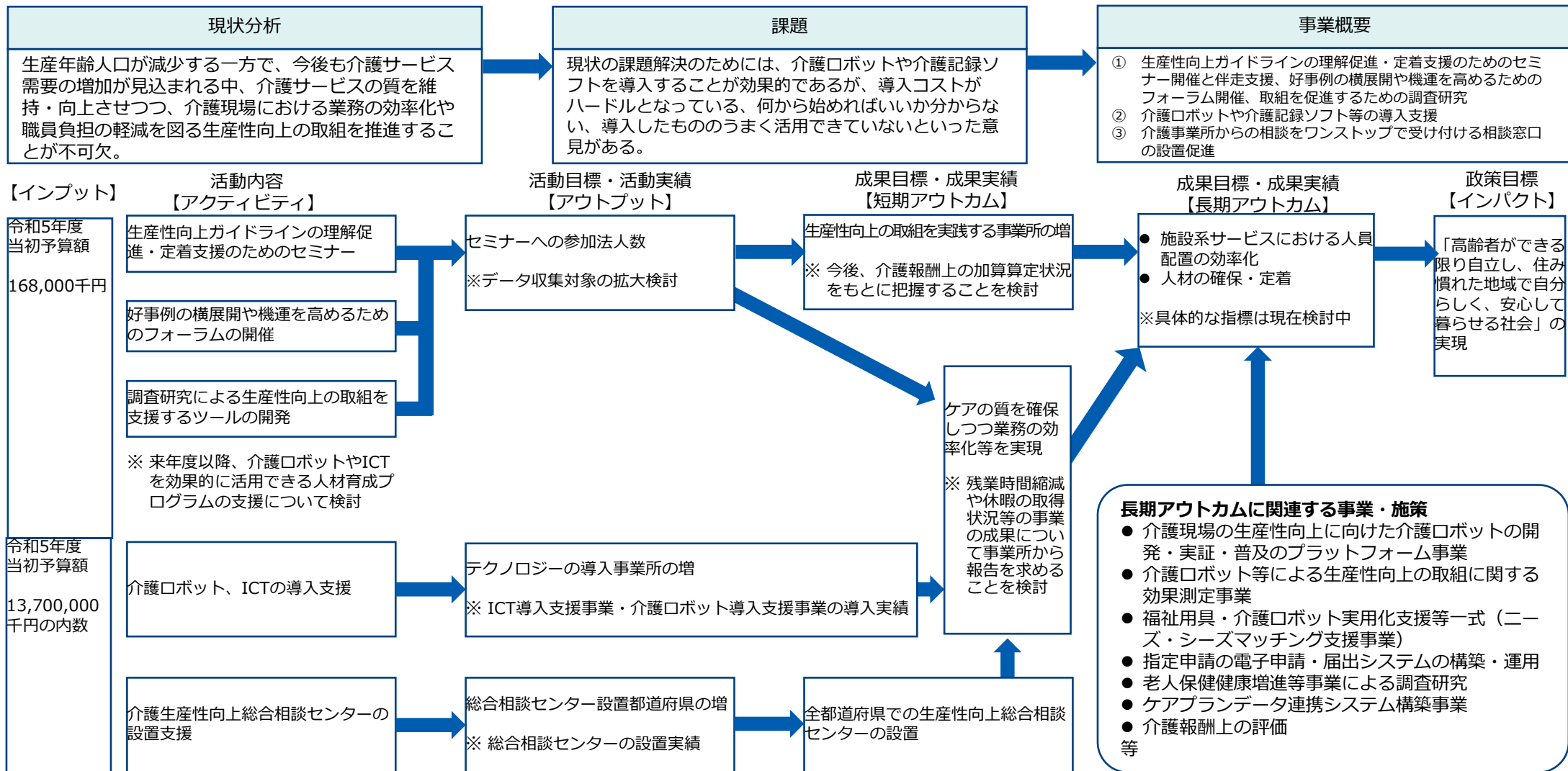
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
介護ロボット導入支援事業※	58	364	505	1,153	1,813	2,297	2,720
ICT導入支援事業					195	2,560	5,371

※都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数

※都道府県が策定しているアウトプット指標・アウトカム指標の例

	アウトプット指標	アウトカム指標
介護ロボット導入支援事業 ICT導入支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助台数 ● 補助施設・事業所数 ● モデル事業所数 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護職員数の増加 ● 介護職員の離職率の改善 ● 介護事業所における介護ロボット及び ICT 導入率の向上 ● 職員の時間外労働等の減 ● 補助金の実績報告による介護従事者の負担軽減及びサービスの質の向上（目標達成率・効果等）

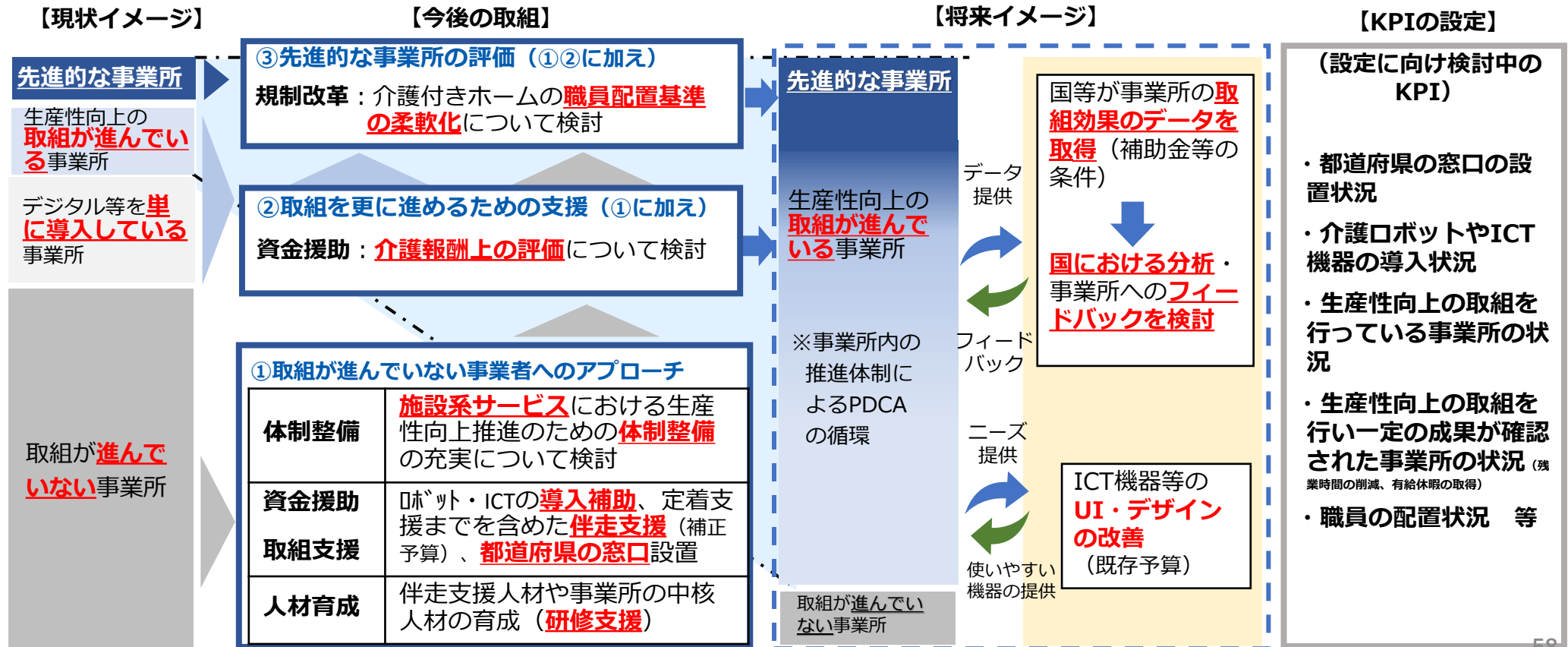
介護事業所における生産性向上推進事業・介護生産性向上推進総合事業等のロジックモデル



介護分野におけるデジタル行財政改革の方向性

第2回デジタル行財政改革会議 (2023/11/22)資料

- デジタル技術を活用した介護現場における生産性向上の取組は重要である一方、介護ロボットやICT機器の導入が進んでおらず、また、導入したとしてもオペレーション等の変更が必要であり、活用が進まないといった声もある。
- このため、「資金援助」「取組支援」「人材育成」「規制改革」等を適切に組み合わせた取組を推進する。併せて機器等の使い勝手やデザインの改善にも取り組む。
- 事業所の取組の成果を定期的に把握しながら、KPIの達成状況を国で管理し、国民や事業所にわかりやすい形で公表する。



これからの厚生労働省の取組

1 取組が進んでいない事業所への支援

(1) 体制整備

施設系サービスにおける生産性向上推進のための体制整備の充実

(2) 資金援助、取組支援

介護ロボット、ICTの導入補助、伴走支援、都道府県窓口設置

(3) 人材育成

伴走支援人材や事業所の中核人材の育成（研修支援）

2 取組を更に進めるための支援

介護報酬上の評価

3 先進的な事業所の評価

介護付きホームの職員配置基準の柔軟化

事業所の取組の成果を定期的に把握しながら、KPIの達成状況を国で管理し、国民や事業所にわかりやすい形で公表する。

目次

- 01 介護現場の現状・課題、生産性向上の考え方
- 02 介護現場における生産性向上の取組
- 03 厚生労働省が提供する生産性向上を支援するツール
- 04 介護現場の生産性向上の最近の動向
- 05 介護保険改正
- 06 令和5年度補正予算案
- 07 デジタル行財政改革
- 08 その他の取組**
- 09 令和6年度介護報酬改定
- 10 ケアプランデータ連携システム
- 11 まとめ



介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージについて

令和4年12月23日 厚生労働省

- 持続的な介護職員の待遇改善を実現するためには、個々の事業者における経営改善やそれに伴う生産性の向上が必要であり、具体的には、取組の横展開や働きかけの強化等、総合的に取り組むことが重要。
- 中小事業者も多い、介護事業者の職場環境づくりを全政府的な取組と位置づけ、自治体や事業者も巻き込んで推進し、その成果を、従業員の賃金に適切に還元していただくことについて期待。

(1) 総合的・横断的な支援の実施

① 介護現場革新のワンストップ窓口の設置

事業者への様々な支援メニューを一括し、適切な支援につなぐワンストップ窓口を各都道府県に設置。中小企業庁の補助金の活用促進。

② 介護ロボット・ICT機器の導入支援

課題に対応した代表的な導入モデルを紹介するとともに、①のワンストップ窓口と連携して、相談対応、職員向け研修など伴走支援を進める。

(2) 事業者の意識改革

③ 優良事業者・職員の表彰等を通じた好事例の普及促進

職員の待遇改善・人材育成・生産性の向上などに取り組む事業者・職員を総理大臣が表彰等する仕組みを早期に導入し、優良事例の横展開を図る。

④ 介護サービス事業者の経営の見える化

介護サービス事業者の財務状況や処遇改善状況の見える化を進め、経営改善に向けた動機付けを進める。

(3) テクノロジーの導入促進と業務効率化

⑤ 福祉用具、在宅介護におけるテクノロジーの導入・活用促進

在宅介護の情報共有や記録の円滑化などについて、調査研究を進め、活用を促進する。また、福祉用具貸与等の対象種目の追加について、評価検討を進める。

⑥ 生産性向上に向けた処遇改善加算の見直し

未取得事業者の取得促進を図るとともに、加算手続の簡素化や制度の一本化について検討。

⑦ 職員配置基準の柔軟化の検討

実証事業などでのエビデンス等を踏まえつつ、テクノロジー導入に先進的に取り組む介護施設における職員配置基準（3:1）の柔軟な取扱い等を検討。

⑧ 介護行政手続の原則デジタル化

今年10月から運用開始した電子申請・届出システムの利用原則化に取り組む。

介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰

表彰の目的

介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰は、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が特に優れた介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、もって、介護職員の働く環境改善を推進することを目的とする。 ※併せて、厚生労働大臣表彰も実施予定

選考基準 ※事業者の取組内容等について以下の観点から審査

1 働きやすい職場環境づくりに資する取組であること

- 職員の待遇改善に係る取組がなされているか。
(取組の例)
 - ・明確な給与体系の導入、休暇の取得促進や育児や介護との両立支援に関する制度の導入など、多様な人材が働きやすい環境を整備する取組 等
- 人材育成に係る取組がなされているか。
(取組の例)
 - ・計画的な採用、新規採用職員に対する計画的な研修の実施や職員の経験・役職に応じた研修の実施など職員の人材育成に効果的な取組 等
- 介護現場の生産性向上に係る取組がなされているか。
(取組の例)
 - ・事業所の課題を踏まえた目的を設定し、改善を図るための取組 等

2 実効性のある取組であること

- ・取組の実施により、職員の業務への満足度が高まっているか。
- ・取組の実施により職員の負担軽減、サービスの質の確保が図られているか。
- ・取組の実施に当たり、職員の意見を聞く機会があるか。 等

3 持続性のある取組であること

- ・取組が一過性のものでなく、継続的に取り組む体制や仕組みが整備・検討されているか。 等

4 他の事業所での導入が期待される取組であること

- ・多くの事業所への横展開が期待できる取組であるか。
- ・取組を行おうとする他の事業所に対し、取組の経験のある職員の派遣、取組に係る視察の受け入れを行うなど、取組の横展開に協力的であるか。

スケジュール

2月初旬：実施要綱等の決定・各都道府県へ表彰候補者の推薦依頼

～4月頃：都道府県から表彰候補者の推薦 ※審査基準を踏まえた表彰候補者の選定

具体例：①都道府県において公募、審査を実施の上で表彰候補者を推薦

②管内の関係事業者団体等と協議の上、表彰候補者を推薦 等

6月19日：(厚労省)選考委員会による選定

8月24日：表彰式を開催

令和5年度介護職員の働きやすい職場環境づくり 内閣総理大臣表彰・厚生労働大臣表彰 表彰事業者について

- 31都府県より60事業者の推薦があり、6月19日に表彰者を選定するため、表彰選考委員会を開催したところ。審議の結果、「内閣総理大臣表彰」は2事業者、「厚生労働大臣賞 優良賞」は4事業者、「厚生労働大臣賞 奨励賞」は54事業者が選定された。

内閣総理大臣表彰（特に優れた取組を行う事業者） 2事業者

運営法人	事業所・施設名	サービス種別	都道府県
社会福祉法人 友愛十字会	砧ホーム	介護老人福祉施設	東京都
社会福祉法人 宣長康久会	地域密着型特別養護老人ホームささづ苑かすが	地域密着型介護老人福祉施設	富山県

厚生労働大臣表彰 優良賞（優れた取組を行う事業者） 4事業者

運営法人	事業所・施設名	サービス種別	都道府県
社会福祉法人 堺福社会	特別養護老人ホームハートピア堺	介護老人福祉施設	大阪府
社会福祉法人 リガーレ暮らしの架け橋	地域密着型総合ケアセンターきたおおじ	地域密着型介護老人福祉施設	京都府
医療法人 敬英会	介護老人保健施設さくらがわ	介護老人保健施設	大阪府
社会福祉法人 ライフ・タイム・福島	特別養護老人ホームロング・ライフ	介護老人福祉施設	福島県

厚生労働大臣表彰 奨励賞（上記以外の事業者） 54事業者

DIGITAL TECHNOLOGY

デジタル・テクノロジー基本研修

「生産性向上と言われているけど、何をしたらいいのかわからない」
 「新しい技術やツールを上手に活用して、利用者さんに対するサービスを向上したい」

参加無料

高齢者人口の増加による介護需要の増大と、介護人材の不足が叫ばれる中においても、職員の負担軽減と質の高い介護サービスの安定的・持続的提供を同時に担保（達成）していくためには、介護現場の業務改善が不可欠です。そこで日本介護福祉士会では、介護現場での課題解決や質の高いケア実現のため、介護ロボット・ICT等のテクノロジーの効果的な活用を通して、介護現場の業務改善をリードできる人材を養成する研修を実施します。

2023年11月～2024年3月

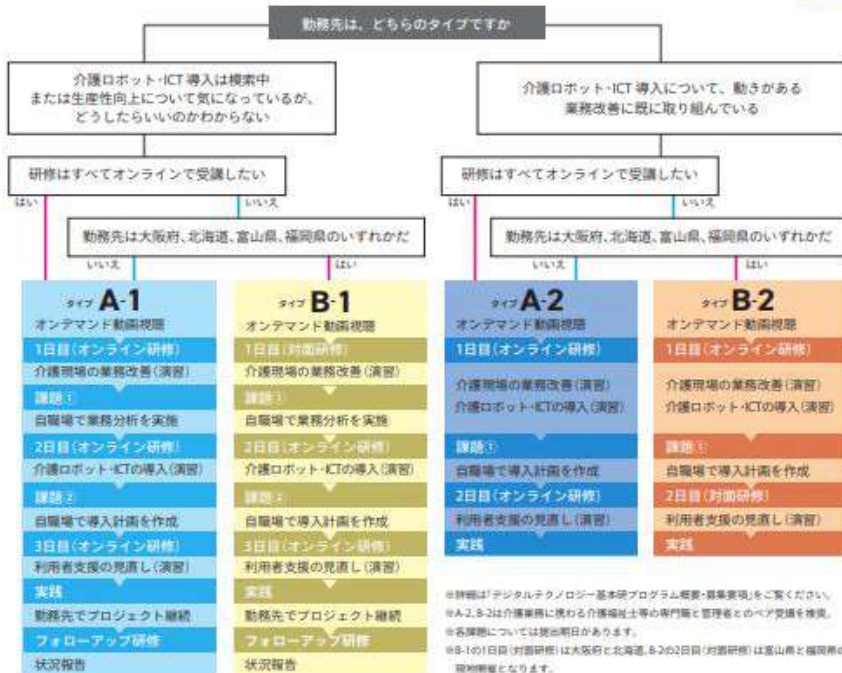
- **研修目的**
介護現場における生産性向上方策のひとつとして、テクノロジーを効果的に活用し、より質の高いケアを実践できる介護職員を養成する
- **対象者** 以下の条件に該当する方
・介護現場での実務経験が3年以上の方
・自職場での業務改善や介護ロボット・ICT導入に取り組む方



公益社団法人日本介護福祉士会 〒112-8004 東京都文京区後楽1-1-13 小野水道ビル5階
 TEL 03-5615-9295 (平日10:00～17:00 土日祝を除く) お申し込みまでの流れは裏面をご確認ください



4つのの中から研修タイプを選ぶ



研修タイプの中からコースを選ぶ

タイプ A-1	タイプ B-1	タイプ A-2	タイプ B-2
コース1 申込メロ 11/21 火 23/11/28火 9:00～12:10 24/1/16火 9:00～12:10 24/2/16金 9:00～12:10	コース7 申込メロ 11/16 木 23/12/7木 13:00～16:10 ※現地開催(大阪府) 24/1/25木 9:00～12:10 24/2/29木 9:00～12:10	コース4 申込メロ 11/23 木 23/11/30木 9:00～16:10 24/1/19木 9:00～12:10 コース5 申込メロ 12/9 土 23/12/16土 9:00～16:10 24/2/2金 9:00～12:10	コース9 申込メロ 12/19 火 24/1/9火 9:00～16:10 24/2/13火 13:00～16:10 ※現地開催(富山県) コース10 申込メロ 1/8 月 24/1/29月 9:00～16:10 24/3/4月 13:00～16:10 ※現地開催(福岡県)
コース2 申込メロ 11/28 火 23/12/5火 9:00～12:10 24/1/23火 9:00～12:10 24/2/27火 9:00～12:10 コース3 申込メロ 12/4 月 23/12/11月 13:00～16:10 24/1/26金 9:00～12:10 24/3/1金 9:00～12:10	コース8 申込メロ 11/22 水 23/12/13水 13:00～16:10 ※現地開催(北海道) 24/1/31水 13:00～16:10 24/3/6水 9:00～12:10	コース6 申込メロ 12/11 月 23/12/18月 9:00～16:10 24/2/5月 9:00～12:10	

タイプとコースをご確認の上、研修管理システム「ケアウェル」よりお申し込みをお願いします。
 例) 勤務先はICT導入等について機材中で、すべてオンラインで受講をご希望、11月開始を選んだ場合
タイプ A-1 コース 1 となります。

※日本介護福祉士会会員ではない方は、申し込み時に「ケアウェル」の利用登録が必要です(無料)。
 ※日本介護福祉士会会員で「ケアウェル」のご利用が初めての方は、ケアウェルログインページより「ID/パスワードを忘れた場合はこちら」をクリックし、IDとパスワードの再設定をお願いします。

詳細・お申し込みはこちら



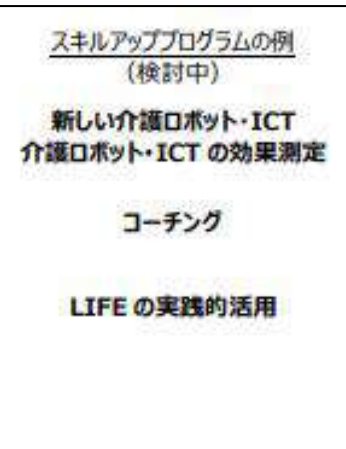
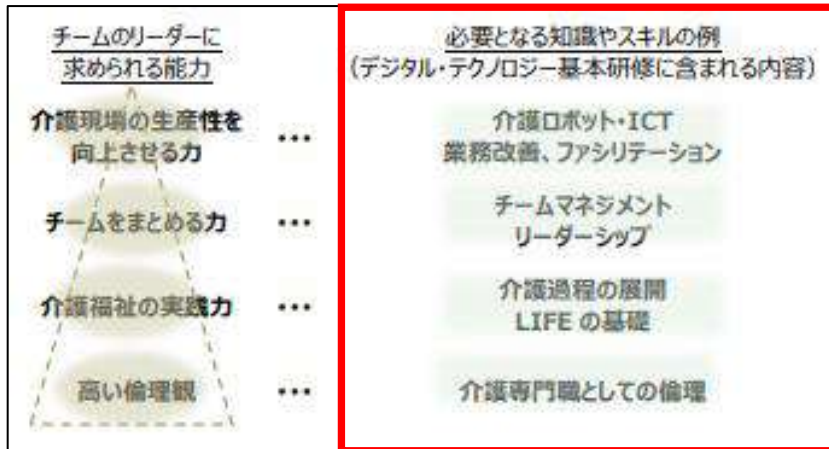
<https://jaccw-carewell.study.jp/>

介護現場の生産性向上を促進するための中核人材のスキル強化と習得プログラムに関する調査研究（令和5年度老健事業）

採択団体・・・公益社団法人日本介護福祉士会

生産性向上中核人材育成プログラム

デジタル・テクノロジー基本研修（令和5年11月28日～令和6年3月6日に開催）



デジタル・テクノロジー中核人材に期待すること

育成方針	具体例
業務改善意識を醸成するための組織づくりを行い、生産性向上の方策として介護ロボット・ICTの活用を提案できる。	プロジェクトチーム立ち上げ 活用する機器の選定・提案
職場の業務分析から介護ロボット・ICT導入・運用までの過程において、チームが効率的に取り組めるよう、プロジェクトの目標設定や進捗管理を行うことができる。	実行計画の策定
介護ロボット・ICT導入・運用を効率的・効果的に行うために必要な情報を収集し、チームとの共有や職員に対する支援・指導を行うことができる。	機器導入講習会の開催 マニュアル作り
介護ロボット・ICT導入・運用による、利用者個別の支援の持続的な見直しを行うことができる。	個別介護計画への反映
客観的・定量的なデータにもとづき、支援の評価・分析を行うことができる。	LIFEフィードバックデータの活用

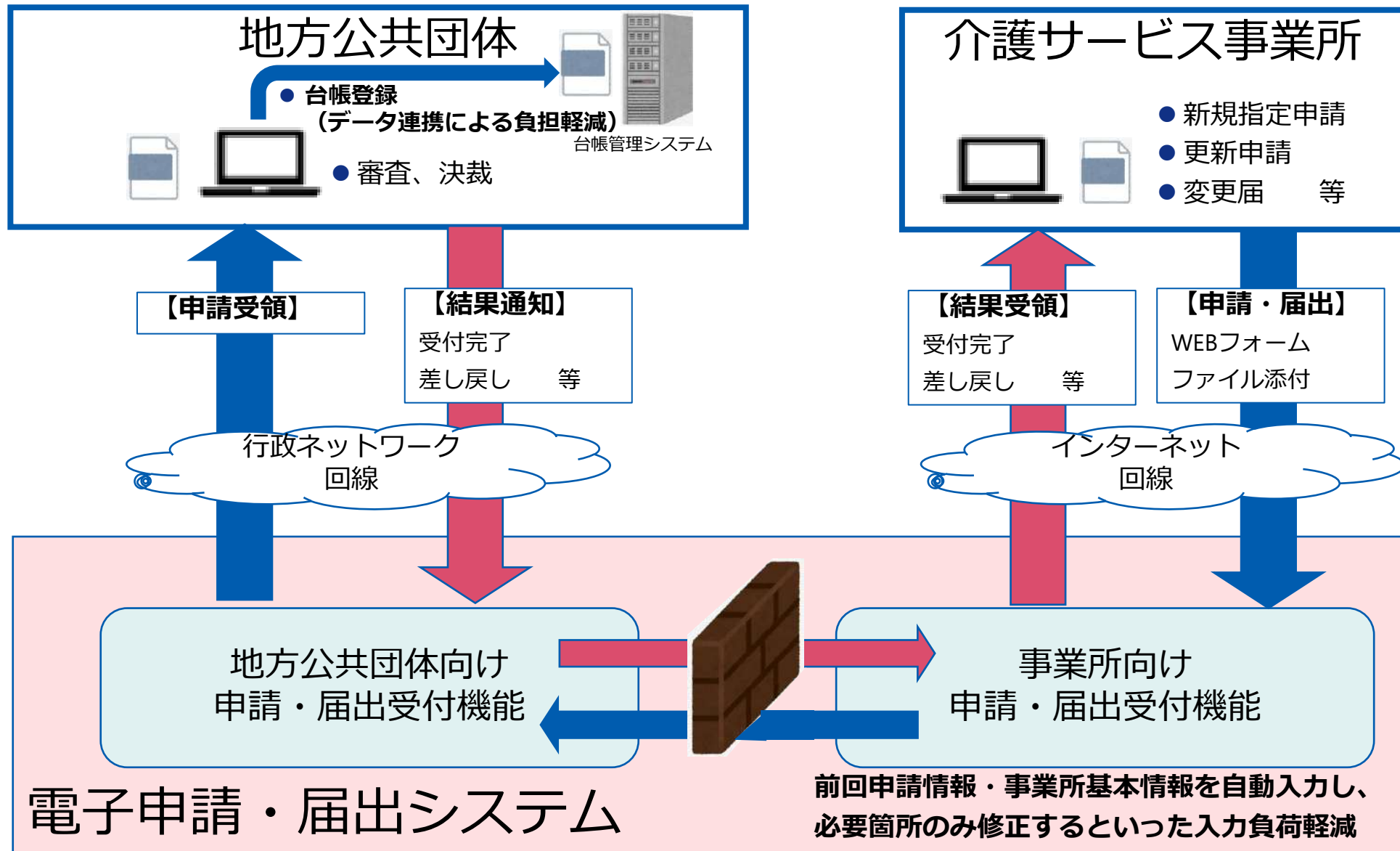
【研修のタイプと概要】	
お勧め先は、介護ロボットやICT導入の検討や活用を始める？	
【対象1】 ・介護ロボット・ICT導入は、模索中である。 ・生産性向上について気になっているが、どうしたいのかわからない。	【対象2】 ・介護ロボット・ICT導入について、自職場で動きがある。 ・自職場で、業務改善に既に取り組んでいる。
タイプ A-1 ◆面接授業の日数 3日（修了まで約10週間） ◆自職場での取り組み課題 ・課題① 業務分析 ・課題② 介護ロボット・ICT導入計画の作成 ◆その他 ・フォローアップ研修あり	タイプ A-2 ◆面接授業の日数 2日（修了まで約5週間） ◆自職場での取り組み課題 ・課題① 介護ロボット・ICT導入計画の作成 ◆その他 ・介護業務に携わる介護福祉士等の専門職と管理者とのペアでの受講を推奨 ・課題①を研修前に提出した場合、「介護現場の業務改善（演習）」受講を免除
タイプ B-1 ◆面接授業の日数 3日（修了まで約10週間、1日目対面） ◆自職場での取り組み課題 ・課題① 業務分析 ・課題② 介護ロボット・ICT導入計画の作成 ◆その他 ・フォローアップ研修あり	タイプ B-2 ◆面接授業の日数 2日（修了まで約5週間、2日目対面） ◆自職場での取り組み課題 ・課題① 介護ロボット・ICT導入計画の作成 ◆その他 ・介護業務に携わる介護福祉士等の専門職と管理者とのペアでの受講を推奨 ・課題①を研修前に提出した場合、「介護現場の業務改善（演習）」受講を免除

領域	科目	時間	方法	総時間
介護福祉の実践力	介護過程の応用的理解	70分	オンデマンド動画	7時間
	科学的介護の基礎的理解	90分		
チームをまとめる力	介護職の倫理と利用者の全人性・尊厳の実践的理解	70分		
介護現場の生産性を向上させる力	チームがまとまり成果を生み出す考え方と方法	80分	集合研修	9時間
	介護現場の問題発見と解決スキル	70分		
	介護ロボット・ICT活用の基礎的理解	40分		
	介護現場の業務改善（演習）	180分		
	介護ロボット・ICTの導入（演習）	180分		
	利用者支援に向けた活用（演習）	180分		

タイプ	日数/回	実施回数	定員/回	定員合計
A-1	3日	3回	350名	1,050名
A-2	2日	3回	250名	750名
B-1	3日	2回 ※一部現地開催日あり	100名	200名
B-2	2日	2回 ※一部現地開催日あり	100名	200名

電子申請・届出システムについて

※令和7年度までに、全ての指定権者（約1,800団体）において利用開始・システム利用の原則化



目次

- 01 介護現場の現状・課題、生産性向上の考え方
- 02 介護現場における生産性向上の取組
- 03 厚生労働省が提供する生産性向上を支援するツール
- 04 介護現場の生産性向上の最近の動向
- 05 介護保険改正
- 06 令和5年度補正予算案
- 07 デジタル行財政改革
- 08 その他の取組
- 09 令和6年度介護報酬改定**
- 10 ケアプランデータ連携システム
- 11 まとめ



令和6年度介護報酬改定での対応案

- ① 現場での課題を抽出・分析の上、どのような対応が必要か検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら施設・事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備する取組を施設・事業所に促すため、入所・泊まり・居住系サービスにおいて、利用者の安全及びケアの質の確保、職員の負担を軽減するための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催することを義務づけることとしてはどうか。（3年の経過措置期間を設け、既存の委員会との共催や小規模事業所同士の共同開催を認めることとしてはどうか。）
- ② テクノロジーを活用しながら、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行っている入所・泊まり・居住系サービスを新たに評価してはどうか。
- ③ 生産性向上のトップランナー育成の観点から、特定施設において、ケアの質の確保や職員の負担軽減が図られた等の一定の要件の下で適用できる新たな人員配置基準の取扱いを認めてはどうか。
- ④ 見守り機器を全床導入した介護老人保健施設における効果測定事業の結果を踏まえ、介護老人保健施設を夜間における人員配置基準の緩和の対象としてはどうか。

令和6年度介護報酬改定での対応案

処遇改善加算・特定処遇改善加算の「職場環境要因」の見直し案（イメージ） 赤：新規 青：具体化

新加算Ⅲ・Ⅳ（処遇改善加算に相当）：以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）取り組んでいる

新加算Ⅰ・Ⅱ（特定処遇改善加算に相当）：以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上うち⑰又は⑱は必須）取り組んでいる

生産性向上のための業務改善の取組

17. 厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている
18. 現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している
19. 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている。
20. 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている。
21. 介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。居宅サービスにおいてはケアプラン連携標準仕様を実装しているものに限る）及び情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末、インカム等）の導入
22. 介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）の導入
23. 業務内容の明確化と役割分担を行った上で、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）については、間接業務職員（いわゆる介護助手等）の活用や外注等で担い、介護職員がケアに集中できる環境を整備
24. 各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施

目次

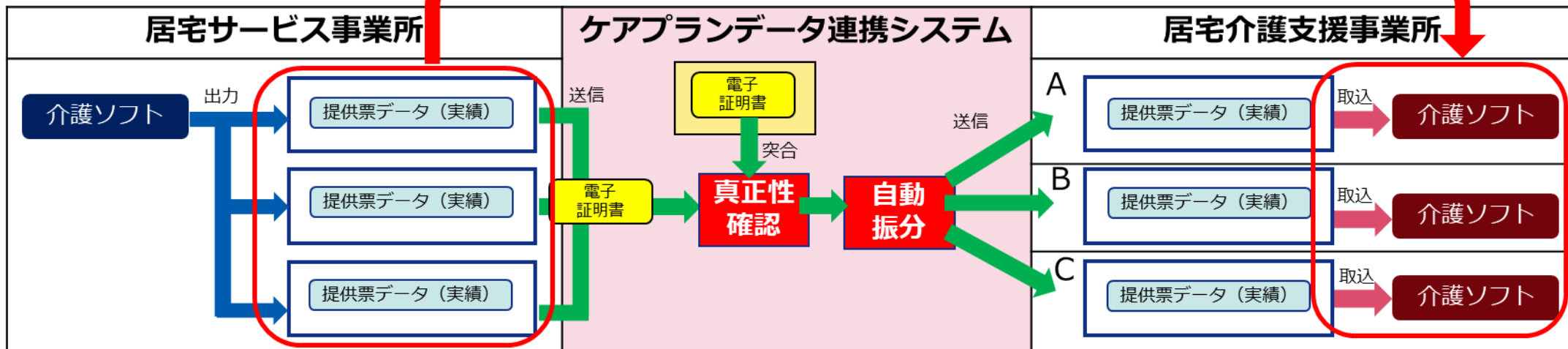
- 01 介護現場の現状・課題、生産性向上の考え方
- 02 介護現場における生産性向上の取組
- 03 厚生労働省が提供する生産性向上を支援するツール
- 04 介護現場の生産性向上の最近の動向
- 05 介護保険改正
- 06 令和5年度補正予算案
- 07 デジタル行財政改革
- 08 その他の取組
- 09 令和6年度介護報酬改定
- 10 ケアプランデータ連携システム**
- 11 まとめ



ケアプランデータ連携システムについて

これまで主に毎月FAXでやり取りされ、介護事業所の負担が大きかったケアプラン（提供票）を、クラウド上で安全に電子データのやり取りをするシステムです。**本年4月20日、国民健康保険中央会にて本格稼働！**

【実績情報の流れ】



※予定情報は逆の流れ（居宅サービス事業所→居宅介護支援事業所）となり、実績情報と同様、真正性確認の上、振分けられる。

ケアプランデータ連携システムで期待される効果

- 手間、時間の削減による **事務費等の削減**
- データ自動反映による従業者の「**手間**」の削減・効率化
- 作業にかける「**時間**」の削減
- 従業者の「**心理的負担軽減**」の実現
- 従業者の「**ライフワークバランス**」の改善
- 事業所の「**ガバナンス**」、「**マネジメント**」の向上



イメージキャラクター
ケアプー



ヘルプデスクサポートサイト

人件費 ¥95,218 ※ケアマネジャーの平均給与から、作業に要する時間（52.4時間）を勘案して算出
印刷費 ¥792 ※用紙（700枚/月）、インク等
通信費 ¥1,826 ※FAX通信費、インターネット接続費
郵送料 ¥2,220 ※切手代
交通費 ¥2,140 ※公共交通機関利用料、ガソリン代
介護ソフト利用費 ¥31,417 ※介護ソフトのライセンス料

令和2年度老人保健健康促進事業「介護分野の生産向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」結果をもとに試算

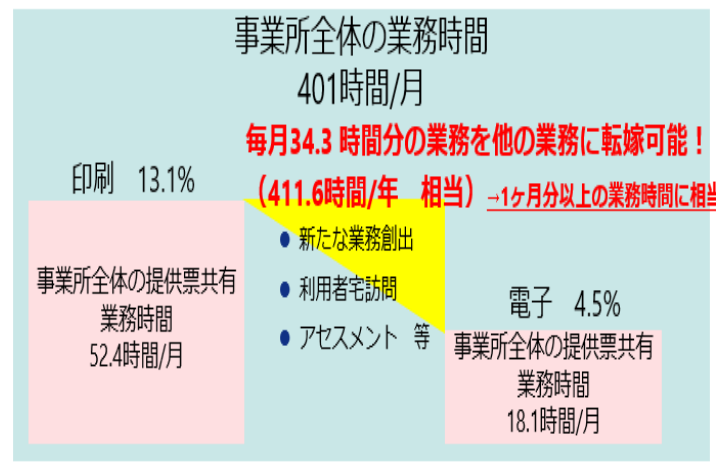
毎月6.2万円分の業務を他の業務に転嫁可能！
(74.4万円/年 相当)

- 新たな業務創出
- 利用者宅訪問
- アセスメント 等

【直接的な支出】
利用前 ¥38,395
利用後 ¥34,211
削減効果 ¥4,184/月
(¥50,208/年)

人件費 ¥32,784 (¥62,434) ※ケアマネジャーの平均給与から、作業に要する時間（18.1時間/月）を勘案して算出。
通信費 ¥1,044 (¥782) ※インターネット接続費
ケアプランデータ連携システム ライセンス料 ¥1,750 ※年間ライセンス料（¥21,000）を按分
介護ソフト利用費 ¥31,417 ※介護ソフトのライセンス料

※この他、書類保管場所確保に要する費用等の削減も期待できる。



令和2年度老人保健健康促進事業「介護分野の生産向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」結果をもとに試算

ケアプランデータ連携システムの利用促進に向けて

【利用申請の状況について】

- 本年4月20日の本格運用開始より1ヶ月で5,000件を超える申請。
- 介護サービス情報公表制度における事業所情報の公表項目に、本システム利用の有無を追加。令和5年度より任意で報告開始。
- 事業所の利用状況（申込状況）については、福祉・保健・医療の総合情報サイト「WAM NET」に掲載。
- 令和5年10月末時点の利用事業所数：8,764事業所



【イメージ】

静岡県	
<input type="checkbox"/> 静岡市 (1,092)	
<input type="checkbox"/> 静岡市 (20)	<input type="checkbox"/> 駿河区 (30)
<input type="checkbox"/> 清水区 (10)	
浜松市	
<input type="checkbox"/> 中区 (xxx)	<input type="checkbox"/> 東区 (xxx)
<input type="checkbox"/> 西区 (xxx)	<input type="checkbox"/> 南区 (xxx)
<input type="checkbox"/> 北区 (xxx)	
<input type="checkbox"/> 浜北区 (xxx)	<input type="checkbox"/> 天竜区 (xxx)
<input type="checkbox"/> 熱海市 (xxx)	<input type="checkbox"/> 伊豆市 (xxx)
<input type="checkbox"/> 伊豆の国市 (xxx)	<input type="checkbox"/> 伊東市 (xxx)
<input type="checkbox"/> 藤田市 (xxx)	
<input type="checkbox"/> 裾野市 (xxx)	...
...	...

市町村を選択



- 令和5年度は、パイロット運用実施地域等、3～5自治体で、地域で連携してシステム導入を進めるモデル事業を実施し、他地域でも参考になる手引きを作成予定。

ケアプラン標準仕様について

- 毎月、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間でやり取りされるケアプラン（予定・実績情報）について、異なるベンダーの介護ソフトであってもデータ連携を可能とするため、厚労省が示す様式をもとに、フォーマットやデータ形式等を規定した「標準仕様」を作成。
- 今後、「ケアプランデータ連携システム」等で活用。

<イメージ図(ケアプラン)>



フォーマットの統一

第1表データ項目標準化案		
No.	日本語名称	書式、選択肢など
1	保険者番号	要介護者が属する自治体のコード
2	被保険者番号	被保険者番号
3	居宅サービス計画作成年月日	YYYYMMDD
4	利用者氏名	フリーテキスト
5	利用者生年月日	YYYYMMDD
6	利用者郵便番号	XXX-XXXX
7	利用者住所1	フリーテキスト
8	利用者住所2	フリーテキスト
9	居宅サービス計画作成者氏名	フリーテキスト
25	総合的な援助の方針	フリーテキスト
26	生活援助中心型の算定理由	1. 一人暮らし 2. 家族等が障害、疾病等 3. その他
27	その他理由	フリーテキスト

課題: ソフトごとにデータのフォーマットが異なり円滑な情報連携が行えない

【期待できる効果】

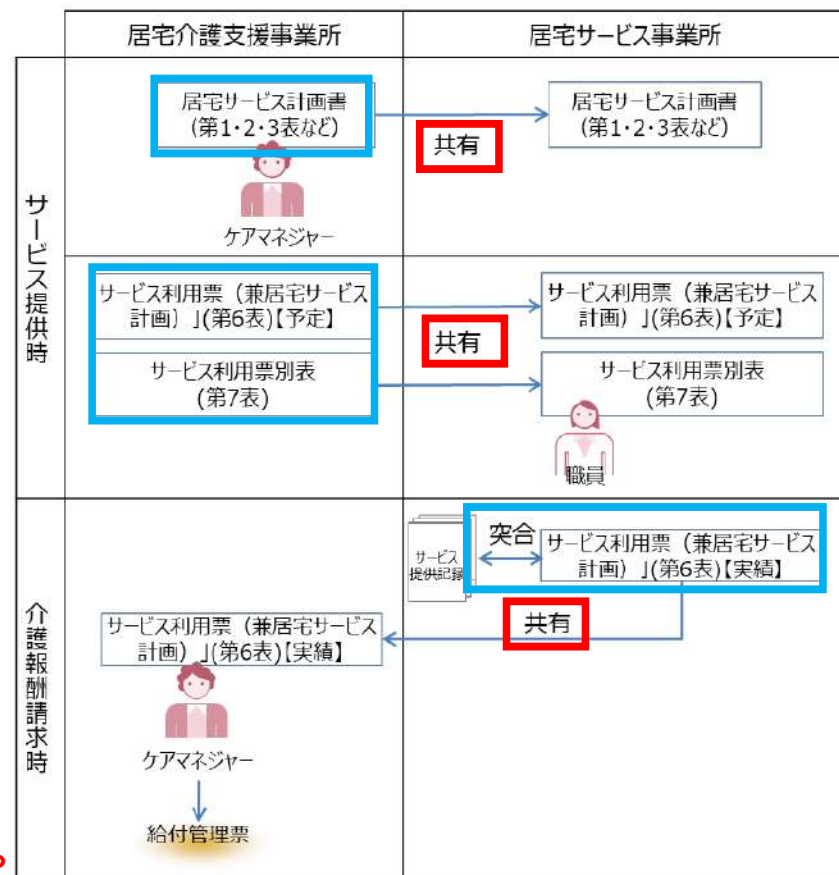
- 書類の記入や転記誤りなど業務負担の削減
- 人件費、印刷費、通信費、交通費などの削減

【連携されるデータ】

- 利用者基本情報
- 居宅サービス計画（予定）・・・長期目標、短期目標、サービス事業所名、頻度、実施機関等
- サービス利用表（実績）・・・単位数、サービス利用日等

共通化

ケアプラン標準仕様の活用例

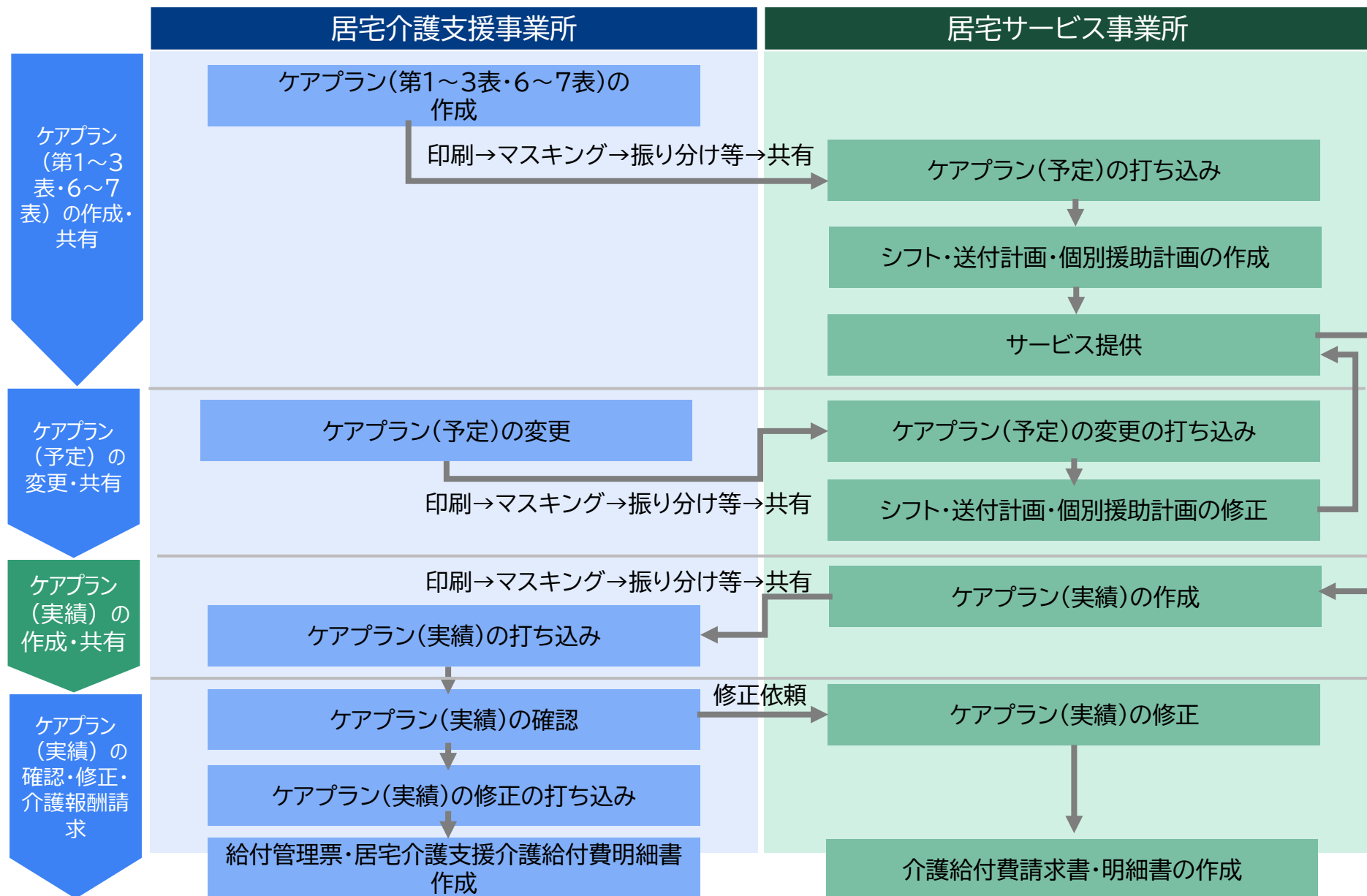


標準仕様の活用によりデータでやり取り

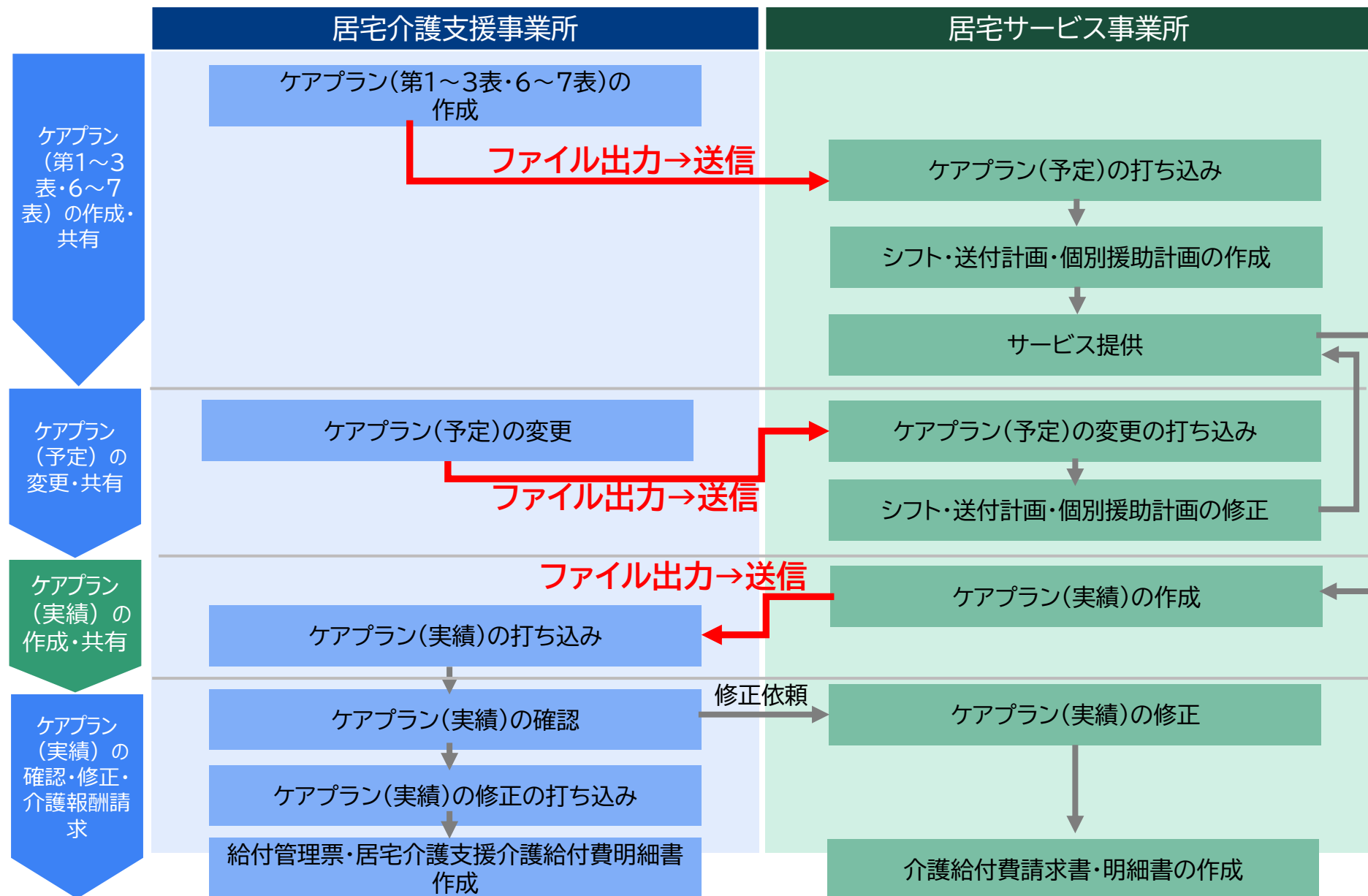
介護ソフトより、標準仕様に準じた形式で出力

※指定する年月分の全利用者分を1つのファイルに出力する。

ケアプラン連携の業務フローの全体像



ケアプラン連携の業務フローの全体像



よくある誤解

<p>ケアマネジャーだけにメリットがあるのではないか</p>	<p>計画（短期目標、長期目標）を一から手入力せず反映される、予定の手入力が必要なくなる等、サービス事業所にも大きなメリット</p>
<p>相手事業所に提供票を持って行く時のコミュニケーションが大事</p>	<p>これまでは、持って行く「ついでに」お話していたということ。手続きの効率化と円滑なコミュニケーションは別に考えるべき。</p>
<p>交付する提供票には利用者のサイン（合意）が必要という指導がある</p>	<p>保存するものにはサインが必要だが、交付するものにはサインは不要。</p>
<p>無料のサービスがあるが・・・</p>	<p>サービスにデータを蓄積して運用するためには、本来は利用者の同意が必要。個人情報保護法や医療情報安全管理ガイドラインに準じた、適切なセキュリティ管理が欠かせない。</p>

ケアプランデータ連携システム活用事例

株式会社トライドマネジメント「トライドケアマネジメント」（居宅介護支援事業所）



【課題】

- **紙購入→印刷→FAX→翌月シュレッダー**をやめたい
- 提供票は事務員がほぼ**一日がかりでFAX**する。しかも誤送信への配慮が必要。**とにかく時間をとられる。**
- ケアマネの**実績入力は半日～一日**。新人であればあるほどそれ以上の時間がかかる。

【具体的な流れ】

- ① 毎週実施のミーティングで、WEB上にUPされている資料を基に、何ができて、**どれだけ自分たちの時間や経費、労力が削減されるかを説明。**
- ② 導入後は**まず管理者が実践**し、分からないこと等をサポートに電話、**不明点を解消。**
- ③ 管理者から事務員にやり方を教え、現在は事務員が運用。データ連携できない事業所にはFAX・郵送

【失敗】

- **紙媒体での作業が当たり前**になっていて、介護業界の慢性的なローカル思考を痛感
- まだまだ様子見。4月2社、5月10社、6月13社

【工夫】

- **各サービスやりとりTOP3のサービス事業所に声がけ。**その後は地道に周知・導入検討依頼。
- ブログで考え方や価値を発信



令和5年度介護事業所向け生産性向上ビギナーセミナー
https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei_seminar2023.html

ケアプランデータ連携システム活用事例

【実践】

- 230社310名分の提供票をCSV出力→システムに送信。
- かかった時間は、**(前) 丸一日(7時間程度) → (後) 約30分**
- ドラッグ&ドロップとワンクリックで60名の実績取込が可能。**時間は数分。**
- **毎月10,000円~20,000円の通信費等が削減**されると予測。

【学び】

- 皆が取り入れなければ価値は発揮されず費用対効果が低いものになる
- ケアプランデータ連携システムをはじめ、**最低限のICTの価値に気づけなければ時代についていけない**
- 時代についていけない事業所は効率よい仕事ができず、**無駄な時間・労力・コストを使う**ことになる
- 事業所規模で課題・危機感は異なるので、**経営者が無駄を省く努力と、時代に合わせて変われる柔軟な思考**が必要
- 今後は、サービスの質だけでなく、**従業員の負担を削減してくれる事業所が選ばれるようになる**のでは。

【よかったこと、今後のこと】

- 徐々に無駄が省けていくことで**スタッフも喜んでいる**。スタッフ自身が仕事の質の高さを認識。
- ケアマネジャーは**空いた時間を利用者との相談業務、調整業務に充てられる**
- ケアマネジャーがやる必要がない業務を事務員に移行することでケアマネジャーの業務効率化
- さらに有給取得して**プライベートも充実**

【メッセージ】

- ICTは仕事を円滑に進めるためにとても役立つツール。**怖がらずにとりあえず使ってみることが大事**
- **負担が減れば、スタッフが喜びます**

ケアプランデータ連携システムの普及に向けて

イノベーター理論に基づくターゲット分析

KPIを検討中（以下、現時点案）2026年時点

- 市町村…管内事業所の3割がシステムを利用
- 都道府県…管内市区町村の5割がKPI達成

※既に利用申請済みの事業者層

重点ポイント

※取組の効果により利用に繋がる可能性がある層

分類	割合
イノベーター（革新者）	2.5%
アーリーアダプター（初期採用者）	13.5%
アーリーマジョリティ（前期追従者）	34%
レイトマジョリティ（後期追従者）	34%
ラガード（遅滞者）	16%

新しさを求める

使いやすさや
安心感を求める

- イノベーター：商品やサービスの新しさを重要視
- **アーリーアダプター**：流行に敏感で、情報収集を積極的に行い、自分の判断で商品やサービスを選択
- **アーリーマジョリティ**：新しい商品やサービスを購入することに比較的慎重な層。流行に乗り遅れたくないとは考える。
- レイトマジョリティ：新しい商品やサービスに対して懐疑的な人たち。まわりの動向を注意深くうかがい、**半数を超える人たちが受け入れた**ことを確認すると、ようやく自分も購入。
- ラガード：新しいものに対して関心がまったくなく、むしろ「新しいものは受け入れたくない」と考える。

面的に普及を図る具体例（自治体、事業者団体等）

- 普及啓発のためのセミナー開催
- 自治体による集団指導での概要説明
- モデル事業所の業務オペレーション変更の
伴走型支援
- 機器展によるデモンストレーション企画

- 活用事例の収集・横展開
- ポスター掲示や窓口への関連資料常設
- 関連ホームページを作成
- 事業所向け広報での普及啓発
- ケアプランデータ連携の効果測定（提供票共有にか
かる業務時間削減等）

ケアプランデータ連携システムの普及に向けて

- ケアプランデータ連携システムは、介護事業所・従業者の負担軽減を実現するための強力なツールである。
- 本システムは、従業者のモチベーション向上、人材確保・定着の観点で、経営戦略手段として活用できる
- 居宅介護支援事業所、サービス事業所が連携して、多くの事業所で利用されることで、その効果がさらに高まるので、本システムの利用について前向きにご検討いただきたい。
- システムの効果を最大限に高めるためには、標準仕様に対応した介護ソフトの導入と適切な業務オペレーションの見直しを行う必要がある。（紙（FAX）→データへの転換）
- 本システムは、従業者にとって働きやすい環境を作ることに繋がる。生産性向上ガイドラインをはじめとする各種資料・ツールを活用した、生産性向上の取組を行うきっかけとしての活用も考えられる。



ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト

<https://www.careplan-renkei-support.jp/>



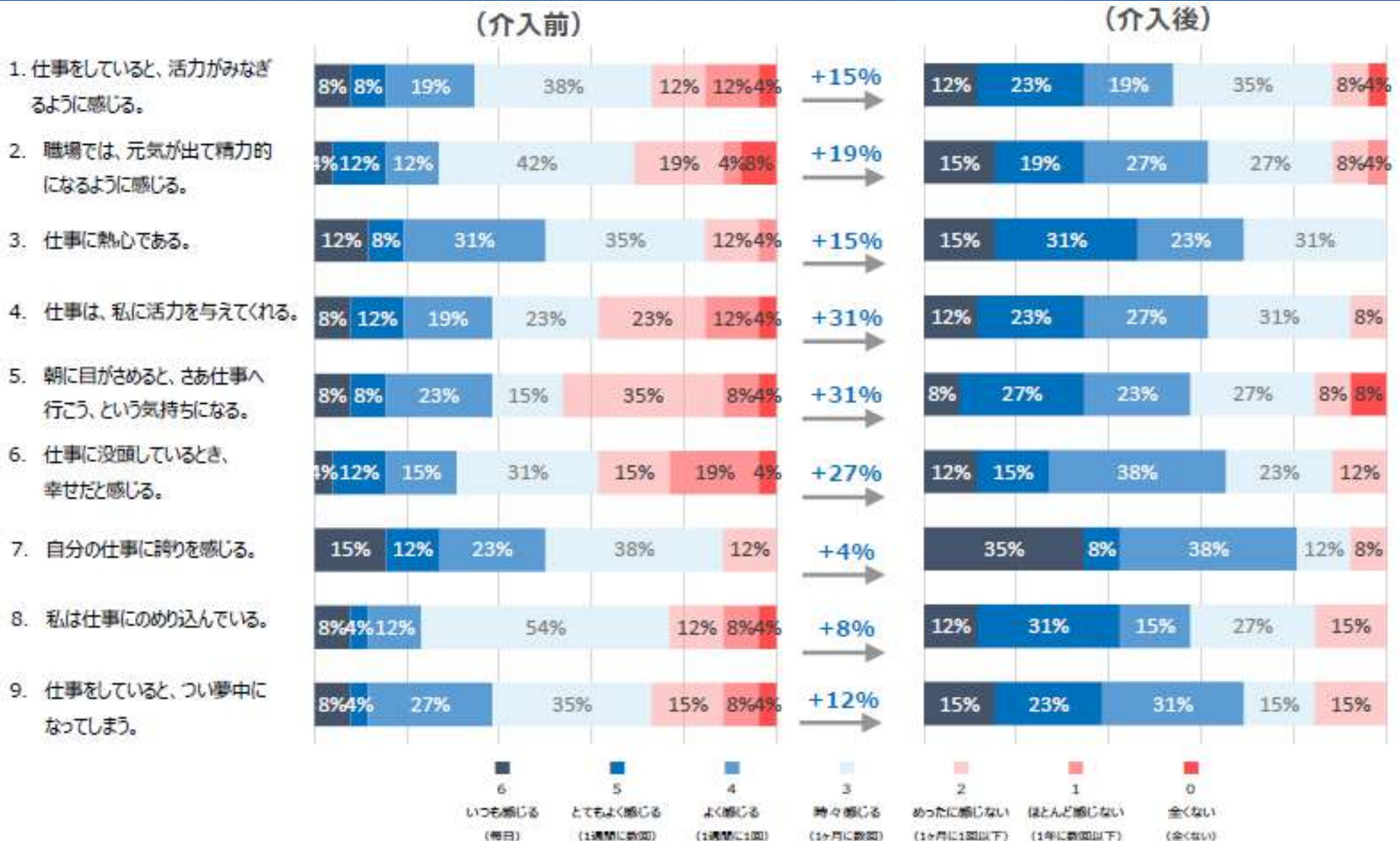
目次

- 01 介護現場の現状・課題、生産性向上の考え方
- 02 介護現場における生産性向上の取組
- 03 厚生労働省が提供する生産性向上を支援するツール
- 04 介護現場の生産性向上の最近の動向
- 05 介護保険改正
- 06 令和5年度補正予算案
- 07 デジタル行財政改革
- 08 その他の取組
- 09 令和6年度介護報酬改定
- 10 ケアプランデータ連携システム
- 11 **まとめ**

とくらし、みらいのために



ワークエンゲージメントの事例



上手く進みやすい

- 経営者が経営戦略的に重要だと思っている
- 経営者もコミットしている
- プロジェクトを立ち上げる
- 小さく始める
- 取り組みの目的を共有している
- 日常の中で小さく対話・活動
- 手段の1つとしてのテクノロジーを活用
(生み出す成果イメージを持って適材適所に導入)
- 成果(目標)を設定する
- 壁にあたった時、PJリーダーを伴走支援
(自分たちで難しい場合は一時的に外部の力を借りる)

途中で失敗しやすい

- × 経営者の取り組み優先順位が低い
- × ミドルリーダーと現場だけで行う
- × いきなり現場で始める
- × 最初から大規模におこす
- × 取り組みの目的が共有されぬまま進む
- × 対話・活動をたまにしかしない
- × テクノロジー導入が目的化している
(使い方だけを追求する)
- × 成果(目標)を設定しない
- × 壁にあたった時、PJリーダー孤独のまま
(自力にこだわる)

介護現場におけるDX

- DX=デジタルトランスフォーメーション
- 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、**データとデジタル技術を活用して**、顧客や社会のニーズを基に、**製品やサービス、ビジネスモデルを変革**するとともに、**業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革**し、競争上の優位性を確立すること。（経済産業省）
- 介護ロボットや介護ソフト等のICTはあくまでも手段。「導入」が目的にならないように。
- 変革にはゴールがない。常によりよい環境を目指した取組を進めるべき。
- 「思考停止」は、事業所・従業者双方にアンハッピー
(例) メーカーから提案されるがままに介護ソフトや介護ロボットを導入してしまい、うまく活用できない。
非効率だと気づいていながら、前例がないので方法を変えない



介護分野における生産性向上の取組に繋がるもの



生産性向上の取組に向けて

- **生産性向上の取組は、経営戦略としての重要な手段である**ことを認識することが重要
- 介護現場の生産性向上は、現場の困りごと（課題）を把握し、業務の改善を図っていくという流れが現場に定着することにより、働きやすい職場づくり、働く人のモチベーションの向上を図り、ひいては、介護サービスの質の向上につながるもの。
- 介護現場における生産性向上は、他分野とは異なり、単に負担を軽くすることが目的でなく、その先に「介護サービスの質の向上」があることを意識する必要がある。
- 生産性向上の取組を通じて、**従業員のモチベーション向上や、より良い職場環境を実現し、上位目的である介護サービスの質の向上を達成することが重要。**
- 生産性向上の取組は、特別なことというイメージもあると思うが、**常に業務の進め方を振り返り、より効率的で職員が働きやすい環境にすることは、全ての介護事業所に必要なこと。**
- 整理・整頓といった、ごく当たり前の取組から始めることもできる。職員間で話し合いができる関係性を築きながら、事業所の課題を共有していくことが第一歩。

